

知財で未来を創造する
The future is created with the literary property.



国立大学法人香川大学
平成30年1月

知的財産センター
社会連携

平成28年度

活動報告書

センター長挨拶

香川大学では地域に根ざした産学官連携活動を含む社会貢献活動を、教育および研究と並ぶ重要な使命と位置づけており、社会連携・知的財産センターはその活動の中核となっています。当センターは産学官連携から社会貢献まで幅広く活動しております。産学官連携における活動では、地域に根ざした共同研究を推進し、その成果を知的財産として結実させるとともに、それらの知的財産をもとにした、新たな展開、新たなイノベーションの創出を目指しています。平成28年度における特許等出願件数は33件、共同研究は173件であり、同研究の件数及び金額はこの4年間で順調に伸びています。当センターが積極的に関与して成立させた共同研究の数は56件です。また、社会貢献に属する活動では、産業振興には直接結びつきませんが、地域の行政機関などと連携して地域の問題を解決して地域に役立つことを目指しています。

このような活動をより推進するために、当センターでは従来から、1) 顧客へのワンストップサービスの励行、2) 顧客とのウイン・ウインの関係の構築、及び3) サービスイノベーションの持続的展開という三つの方針を掲げています。

1) 顧客へのワンストップサービスの励行では、当センターが共同研究や知的財産に関わる相談などを受け、情報提供からその後の手続きまでスムーズに進むように努めています。

2) ウイン・ウインの関係の構築では、研究成果や知的財産の取り扱いなどにおいて顧客と大学が互いに満足できるよう努めています。

3) サービスイノベーションの持続的展開では、顧客へのサービスにおいて現状に甘んじることなく、サービスの内容を持続的に繰り返し点検、刷新して向上させるよう努力しています。

また、当センターは「21世紀源内ものづくり塾」運営しています。「21世紀源内ものづくり塾」は香川のものづくり企業の活力を維持し持続的な発展を図るため、単に技術を理解し、修得するだけではなく、開発から経営までに携わる幅広い人材を育成しています。平成20年より微細構造デバイスセンターが主体となって運営してきましたが、近年地域企業との連携対象が工学部だけでなく農学部、医学部に拡大してきたため、平成25年度より当センターが主体となって運営しています。平成28年度には県内7社からの7名の塾生が、2年間の育成を終え、無事修了し、新たに県内7社から7名の入塾者を迎えました。これまでの源内塾修了生の中には、源内塾での成果を生かしてかがわ産業支援財団の中小企業応援ファンドに採択された方が何人もおられ、育成の成果が現れていると自負しています。

一方、平成25年度から『四国産学官連携イノベーション共同推進機構（略称SICO）』で、四国の他の国立大学（徳島大学・鳴門教育大学・愛媛大学・高知大学）と連携して活動しています。従来、四国の国立大学は各々で産学官連携活動に取り組んできましたが、個々の大学では規模が小さいため活動の成果も限

られていました。そこで、四国の国立大学が各大学の枠を超えて互いに手を携え産学官連携活動を行うために SIC0 を発足しました。SIC0 は各大学の知財を相補的に活用してビジネスの種を生み出し、その結果として、さらなる大学の研究活動の活性化と地域社会の発展を目指しています。具体的には、各大学が保有する知的財産の経済価値を高めるため、単独の大学では実施が困難である高度な知的財産の評価・実証活動を共同して実施しています。

さらに、技術移転活動の充実を図るため、技術移転の一端を担ってきた四国 TLO を大きく変革しました。従来の四国 TLO は四国電力株式会社のサポートの下、四国の四大学が支出する負担金などで運営してきました。平成 27 年度に四国 TLO は四国電力から独立し活動拠点を当センター内に移しました。以降、四国 TLO は SIC0 の直接の外部機関として、四国国立 5 大学と協力してアグレッシブに技術移転活動を行っています。香川大学においても、四国 TLO アソシエイトは、香川大学のコーディネーターとして積極的に大学の研究室や地元企業を訪問して活動しています。その結果、前述しましたように共同研究件数が順調に増大しています。今後も、香川県の発展の基礎となるべく、当センターの産学官連携活動と四国 TLO の技術移転活動が両輪となって香川大学の産学官連携活動を強化していきます。

本報告書をご一読いただき、当センターのサービスイノベーションの持続的展開のため皆様の様々なご意見をいただければ幸甚です。

社会連携・知的財産センター長
合谷 祥一

社会連携・知的財産センターの概要

社会連携・知的財産センターは、地域開発共同研究センター（平成12年4月設置）と知的財産活用本部（平成16年4月設置）を統合し、平成20年4月に設置されました。主に民間企業等との共同研究及び技術交流を推進する社会連携推進業務、知的財産を核とした管理・活用及び産学官連携活動による地域への還元を行う知的財産管理業務、地域や学問分野を越えた組織横断型の大型研究プロジェクト企画から運営までを行う研究推進支援業務等の役割を担っています。

本学では当センターを地域と大学との円滑な連携、協働するための橋渡し役を果たす独立組織として位置づけており、全学部の研究者を対象とした研究シーズと地域ニーズのマッチングを基に研究成果を社会に浸透させ根付かせる活動を行っています。

さらに、大学を中心としたニーズオリエンテッドな研究テーマを事業化させ、産業の振興や雇用創出、人材育成等を含めた地域経済活性化の核を育てることによる知の還元を務めています。

特に近年では地域企業、自治体との連携や他地域、他大学との県域を越えての連携による新たなイノベーション創出に向けた産学官連携活動や人材育成等の取り組みを活発化させています。

また、研究戦略室等との組織間での連携、技術移転機関である四国TLOへの業務提携や四国国立5大学が連携した四国産学官連携イノベーション共同推進機構（通称SICO）による四国域での産学官連携活動、法務支援、海外展開支援を一元的に行える体制を整えたことにより、これまで以上に積極的に充実した研究成果の技術移転活動が出来るようになりました。



香川大学は地域に根差した活動を継続すると共に、これまでに無いダイナミックな活動と時代のニーズに応える取り組みを長期的視野に立って推進、持続させる取り組みを行っています。

将来に渡り、切れ間の無い連携関係を持続させるため、ワンストップでの窓口サービスとあらゆるニーズに対して対応出来る体制の構築の下に当センターは大学の顔として機能して参ります。

目 次

平成28年度

社会連携・知的財産センター活動報告

1. 学内シーズと学外ニーズのマッチング推進	
(1) 技術相談	1
(2) 学内研究シーズの発掘	1
(3) 企業訪問による企業ニーズの調査	2
2. 研究関連情報の学外提供	
(1) 講演会・セミナーの開催	3
(2) 各種メディアによる広報活動	3
(3) 展示会・イベント等の出展の支援	3
(4) 出前相談会の開催	5
3. 技術交流グループの研究活動の支援	
(1) 社会連携・知的財産センター萌芽的研究助成制度の状況	6
(2) 技術交流グループ活動状況	7
4. 産学官連携による研究開発の支援	
(1) かがわ健康関連製品開発地域	10
(2) 医農工連携、文系領域における産学官連携	10
(3) 21世紀源内ものづくり塾	11
(4) ナノテクプラットフォーム事業	12
(5) 四国産学官連携イノベーション共同推進機構	12
5. 外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進	
(1) 各種公募事業等に係る申請書の作成支援	13

6. 共同研究・受託研究費等の受入状況

(1) 共同研究費の受入状況	14
(2) 受託研究費の受入状況	14
(3) 部局別受入状況	15

7. 発明、特許出願状況等

(1) 発明件数、特許等出願件数	16
(2) 特許出願等の経費	17
(3) ライセンス契約、収入	18
(4) 大学単独所有の公開特許	19
(5) 大学所有の登録特許	20
(6) 大学所有の登録商標	30
(7) 大学所有の登録品種	30
(8) 大学所有の登録意匠	31

8. 知的財産についてのQ&Aその他

(1) 発明相談から権利帰属までのフロー	32
(2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと	33
(3) 知的財産についてのQ&A	34
(4) MTA (Material Transfer Agreement (研究材料提供契約))	35

9. 学術・教育活動

10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への

参加状況	37
------	----

11. 会議・委員会

(1) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況	39
(2) 知的財産帰属決定会議の開催状況	39
(3) 知的財産評価専門委員会の開催状況	39
(4) 社会連携・知的財産センター会議委員	41
(5) 知的財産帰属決定会議委員	41
(6) 知的財産評価専門委員会委員	41

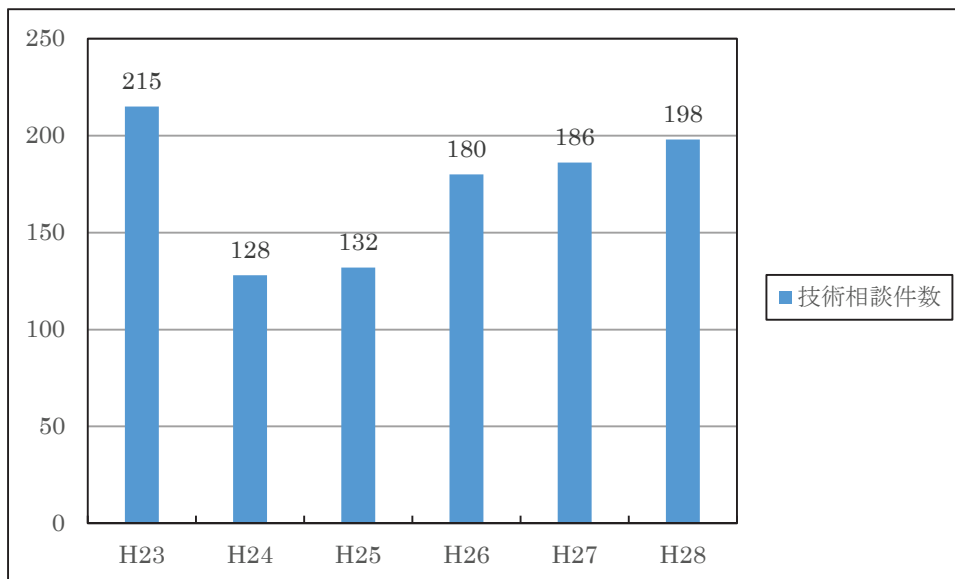
参 考 資 料 (平成30年1月1日現在)

(1) 社会連携・知的財産センター組織図	43
(2) 社会連携・知的財産センタースタッフ	44
(3) 社会連携・知的財産センター規程	46
(4) 社会連携・知的財産センター会議規程	49
(5) 社会連携・知的財産センター利用細則	51
(6) 知的財産帰属決定会議規程	57
(7) 知的財産評価専門委員会規程	59
(8) 知的財産評価に関する取扱要領	61
(9) 知的財産ポリシー	62
(10) 職務発明規程	63
(11) 知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則	68
(12) 研究成果有体物管理規程	70
(13) 香川大学共同研究取扱規程	76
(14) 香川大学受託研究取扱規程	84
(15) 利益相反について	93

社会連携・知的財産センター活動報告

1. 学内シーズと学外ニーズのマッチング推進

(1) 技術相談

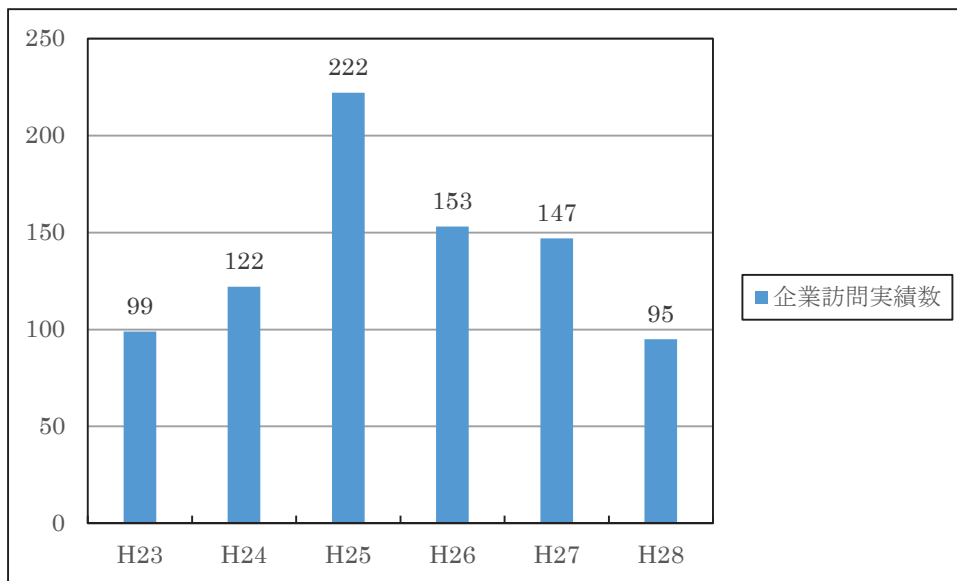


(2) 学内研究シーズの発掘

研究シーズ収集実績（平成28年4月～平成29年3月分）

部局等	件数
医学部(医学部附属病院を含む)	6
工学部	39
農学部	9
その他	1
合計	55

(3) 企業訪問による企業ニーズの調査



2 . 研究関連情報の学外提供

(1) 講演会・セミナーの開催

回数	日時・場所	講演題目	講師・所属	参加者数
第1回	平成28年6月13日 農学部キャンパス DS棟3階304講義室	香川大学大学院「知的財産 セミナー（入門編）」	辻丸 光一郎 氏 (辻丸国際特許事務所 弁理士、香川大学客員教授)	47名
第2回	平成29年1月24日 農学部キャンパス A棟5階大会議室 医学部キャンパス 臨床講義棟2階講義室	生物多様性条約セミナー 「外国起源の動物・植物・ 微生物を適切に研究利用 するために」	鈴木 睦昭 氏 (国立遺伝学研究所 知的財産 室長)	93名

(2) 各種メディアによる広報活動

区分	名称	備考
百十四銀行関連	(財)香川経済研究所 「調査月報」	6件の研究シーズ掲載
香川銀行関連	香川ニュービジネス ラブ事務局 「KNBC NEWS」	毎月1件の研究シーズ掲載

(3) 展示会・イベント等の出展の支援

展示会・イベント名	出展年月	出展内容 ※発明者が複数の場合は代表者のみ記載
G7情報通信大臣会合展示会 (高松市)	H28.4	ドローンを使って離島に薬を搬送するなどの取組 みを映像で紹介、ドローン実機などを展示。 (一社)瀬戸内かもめプロジェクト)

展示会・イベント名	出展年月	出展内容 ※発明者が複数の場合は代表者のみ記載
DiS わあるど in 高松 2016 (高松市)	H28.7	(a)ドローンのような無人飛行機に搭載できるハイパースペクトルカメラと呼ばれる中赤外2次元分光法 (工学部 石丸伊知郎先生) (b)教育分野におけるICT活用 (教育学部 坂井聡先生・宮崎英一先生) (c)「KADAPOS(学生がレポート等を印刷した裏面に商店街のイベント情報等が掲載される広告表示プリンタシステム)」ポスターの展示 (工学部 八重樫理人先生)
イノベーションジャパン 2016 (東京ビッグサイト)	H28.8	(a)魚類廃棄物由来の HAp による環境改善技術 (工学部 吉田秀典先生) (b)吸血ダニ被害ゼロを目指した静電型害虫集積装置の開発と異分野融合研究 (農学部 松本由樹先生) (c)xeno-free 栄養因子として作用する新規低分子 (医学部 塚本郁子先生)
四国オープンイノベーションワークショップ (松山市)	H28.11	(a)小豆島の野生資源「長命草」を活かした商品開発 (農学部 東江栄先生) (b)菌床を使用しない新規食用キノコ栽培方法 (農学部 麻田恭彦先生)
アグリビジネス創出フェア (東京ビッグサイト)	H28.12	(a)食品や化粧品に必須な匂いの解析研究 (農学部 田村啓敏先生) (b)オガコが不要なキノコの省資源型栽培研究 (農学部 麻田恭彦先生) (c)安全・安心のための食品中異物の光学的検査技術 (工学部 山口順一先生) (d)農業の IT 化に向けた植物の茎等の水分動態計測センサ (工学部 下川房男先生) (e)超小型で可搬性を特徴とする赤外分光イメージング技術を活用した食品・農業分野への応用研究 (工学部 石丸伊知郎先生)

(4) 出前相談会の開催

開催場所	開催回数	相談件数
高松商工会議所	3回	3回
合 計	3回	3回

3. 技術交流グループの研究活動の支援

(1) 社会連携・知的財産センター萌芽的研究助成制度の状況

この制度は、社会連携・知的財産センターが実施する萌芽的研究助成制度への支援であり、企業と本学教員との共同研究を促進するために必要な予備的研究に対して助成し、共同研究の発展・活性化に寄与することを目的とするものです。技術や資金が不足し研究に着手するのが戸惑っている案件があれば、この制度の活用を検討してください。この制度により、大学教員との共同研究の可能性を事前に調べた上で本格的共同研究をすすめることができます。

具体的には、下記のような内容です。

- ・経費：1件あたり最高30万円
- ・募集対象：①企業と本学教員との交流活動から生じたものであって、本学コーディネーターが関与した案件であること
- ②また、次のア～ウのいずれかを満たす応募課題であること。
但し、すでに公的助成を受け、他機関と共同研究を実施又は内定している応募課題は除く。

(審査基準)

- ア 将来通常的共同研究へ発展する可能性のある応募課題
- イ 新たに民間企業等と連携が図られる萌芽的な応募課題
- ウ 企業において初めて共同研究として取り組む応募課題
(萌芽的とは、独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究)

なお、平成28年度は、医学部1件、工学部1件、農学部2件の合計4件を採択して、それぞれの教員と企業とで萌芽的共同研究が推進されました。

(2)技術交流グループ活動状況

技術交流グループ研究会 活動状況

開催日	グループ名	研究会概要	出席者
4月22日	バイオマテリアル工学技術交流グループ	<p>EMLは、新規アノード反応抑制剤であり、EMLを配合した塗料やコンクリート等においても強い防錆効果が認められる。</p> <p>EMLは、金属鉄からの鉄イオンと電子の遊離（金属鉄腐食反応におけるアノード反応）を特異的に抑制することから、従来の金属鉄と酸素及び水を遮蔽する防錆技術あるいは、亜鉛やアルミニウム等の鉄よりも腐食され易い金属を塗布することによる犠牲的な防錆技術ではないことから、酸素、水、各種塩、酸等の存在下においても積極的な防錆効果を示した。</p> <p>従来の防錆塗料を塗布した金属鉄板での複合サイクル試験の結果とEML配合防錆塗料を塗布した金属鉄板での複合サイクル試験の結果を比較した場合、複合サイクル試験の137サイクル（東京での約3年間の大気環境暴露に相当）において、従来の防錆塗料を塗布した金属鉄板上では、明らかな重度の腐食進行が確認されたが、EML配合防錆塗料を塗布した金属鉄板上では、腐食がほとんど進行しておらず、少なくとも、従来の防錆塗料の3倍（3年）以上の腐食抑制効果が確認されている。</p> <p>本講義では、EMLの防錆作用メカニズム及び防錆作用の詳細について紹介していただいた。</p>	37名
6月14日	光学計測技術交流グループ	<p>岩越 尚樹 氏（オプティワ株式会社代表取締役社長）をお招きし、「BaySpec社と同社の小型分光機器のご紹介」と題してご講演いただいた。過去20年以上に亘り、シリコンバレーの50社以上のベンチャー企業との付き合いを通して得た知見と、その概念から全く外れたユニークな企業BaySpec社の歴史、現状と製品群を紹介いただいた。</p> <p>BaySpec社は2000年1月に独自のVPGと呼ぶ分光器を用いた光通信チャンネルモニターの開発を目的として設立され、2005年以降順調に販売を継続中である。しかし、リーマンショック以降の利益低下を嫌い、2009年からはコア技術のVPGを用いた小型、低価格のハイパースペクトル・イメージャー、ラマン分光器、マスペクトル装置を続々と市場投入中である。本講演ではそれぞれの製品の特長と用途を説明していただいた。</p>	19名
6月28日	PM技術交流グループ	<p>富永 章 氏（PMラボラトリー代表）をお招きし、「イノベーションとパーソナルPM」と題してご講演いただいた。</p> <p>誰もが共通の用途に使う”モノ”の時代から個別ニーズを向いた”サービス支配”の時代に移り、既に長年が経過した。現代は多様な人々の充足感を満たすようなパーソナライズの時代へと動いているように見える。</p> <p>今日の進んだアイデアをみると、その誕生には偶然とは思えない共通点がある。常識を超えるアイデア創出のパターンを検討すると、そこに個人の段取りの知恵ともいべきパーソナルPMがあらためて見えてきそうである。</p>	19名
7月5日	光学計測技術交流グループ	<p>奥山 哲史 氏（株式会社島津ビジネスシステムズ）をお招きし、「スマートフォンによる局地的な気象防災情報の伝達」と題してご講演いただいた。</p> <p>カメラやGPS等スマートフォンに標準搭載されているセンサーを用いて、降雨情報をAR（拡張現実）で表現するアプリケーションを開発した。</p> <p>局地的な気象防災情報を、使用者が感覚的に受け取りやすくする試みについて報告していただいた。</p>	21名

開催日	グループ名	研究会概要	出席者
12月7日	コンクリート構造物の耐久性評価技術交流グループ	秋山 充良 氏（早稲田大学創造理工学部 社会環境工学科 教授）をお招きし「コンクリート構造物の安全性を考えるーリスク、レジリエンス、そしてライフサイクルの視点の必要性ー」と題しお話いただいた。 限界状態設計法を照査手段とする Performance-based design から、Risk-based design, Resilience-based design あるいは Life-cycle design への移行、さらにはそれらの融合について、近年、欧米において議論が活発である。ライフサイクルの中で、想定を上回る作用や荷重を受けたときに、どのような影響が生じるのかを検証し、構造物が持つ破壊の可能性を見直したり、構造物が役割を果たせなくなってもネットワークの機能低下を最小化するように冗長性を持たせたりすることを検討する。構造物の安全性は 100% 確保できないことを前提に、その一方で、安全でない状態になったときの影響を最小化するような手段を講じる。 本講演では、リスク、レジリエンス、そしてライフサイクルの考えを交えながら、コンクリート構造物の安全性を如何にして確保し、またそれを高めていくのかについてお話していただいた。	33名
12月13日	PM 技術交流グループ	尾田 美和子 氏（tsutaeru 代表）をお招きし、「伝統工芸品を新しいカタチに新しい価値として提供する」と題して伝統工芸品である西陣織を用いて作った人生ではじめての靴「お初履き」について、企画の背景、製品開発、販売に至るまでの研究をする立場から起業家になった想いとともにお話しいただいた。	24名
1月20日	光学計測技術交流グループ	松井 裕章 氏（東京大学）をお招きし、「酸化半導体のプラズモニク技術と透明遮熱・断熱応用」と題してご講演いただいた。 透明な遮熱・断熱に関する技術は、ビル・住宅等の省エネルギーや光老化（アンチエイジング）等の生体防御に向けて必須な課題であり、赤外線熱線を高効率に反射可能な光技術が期待されている。特に、自動車応用において、フロント・リアウインドウに対して広帯域な光・電磁波制御（紫外吸収・可視透明・赤外反射・電波透過性）が要求される。 本講演では、ワイドギャップ半導体において新しい光学特性である表面プラズモン技術に着目し、ナノ粒子間の光相互作用によって赤外域での高い反射性能を実現する手法を紹介していただいた。	19名
1月31日	低温乾燥農産食品研究会	山本 晃司 氏（あいち産業科学技術総合センター食品工業技術センター発酵バイオ技術室長）をお招きし、「あいち産業科学技術総合センターにおける発酵食品の研究」（実用化事例を中心として）と題してお話いただいた。	61名
2月16日	地域戦略プラットフォーム	年次大会の基調講演として、清水 宏一 氏（株式会社時有人&TimeAge）に「Beyond (Kyoto Digital Archives) プロジェクト」と題しご講演いただいた。 引き続き、高橋 暢壮 氏（中央コンピューター株式会社）「日本人の日本人による日本人のためのクラウドへの挑戦」、森本 隆大 氏（株式会社 STNet）「プロジェクト品質の向上に向けて～ PMO組織の推進・強化～」、古川 友樹 氏（株式会社 DynaxT）「DYNAXT 経営・管理可視化ツール」、加地 奈緒子 氏（株式会社 DynaxT）「システム構築プロジェクトの現状と課題」と題し、それぞれご講演いただいた。	31名

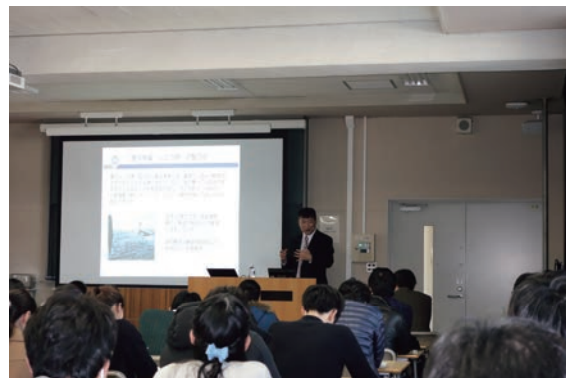
開催日	グループ名	研究会概要	出席者
3月3日	地域空間情報グループ	<p>AI（人工知能）技術はディープラーニングで新たな段階を迎えているAI（人工知能）を活用した地域社会の構築について人口減少社会でも持続可能なシステムについて考える。</p> <p>講演①本田 道夫 氏（MathPub Center 会長, 香川大学名誉教授）「人工知能理論・技術の変遷と現在」 これまでのAI（人工知能：Artificial Intelligence）のうち（a）対戦型のゲームの進め方、（b）記号論理学に基づいた推論、（c）ニューラルネットワークによる判定、について簡単に説明し、さらに現在話題のディープラーニングについてもその考え方を簡単に説明していただいた。</p> <p>講演②大和田 昭邦 氏（株式会社 DynaxT 代表取締役）「人工知能開発の取り組み～DynaxT のケース～」</p> <p>現在の人工知能はディープラーニング（前処理・後処理は別）を中心に実現されている。しかし人間の Integrity やモラルティ、例えば芸術的価値判断などの個性に当たる部分などは実装されていない。この周辺を考察していただいた。</p> <p>講演③澤田 秀之 氏（香川大学工学部）「ロボット工学における人工知能デザインと地域産業育成へ期待できること」 最近のロボティクス技術について、主に人とのコミュニケーションスキルと計算機知能の視点から概観し、これらが如何に地域産業の発展と育成へ応用できるかについて考察していただいた。</p>	24名
平成 28 年度総出席者数			325 名

技術交流グループによる共催活動

6月28日	PM 技術交流グループ
12月13日	PM 技術交流グループ
2月16日	PM 学会四国支部総会・年次大会
3月3日	PM 技術交流グループ



コンクリート構造物の耐久性評価グループの様子



低温乾燥農産食品研究会の様子

4. 産学官連携による研究開発の支援

(1) かがわ健康関連製品開発地域

香川大学は平成 23 年度より平成 32 年度までの 10 年計画として香川県、かがわ産業支援財団、香川大学など産学官 15 機関が策定した「かがわ健康関連製品開発地域構想」（以降、「地域構想」）に参画しています。「地域構想」は、香川県地域で取り組んできた基盤技術を活用して、健康関連分野での市場ニーズに応じた製品を開発し、新たな産業創出を目指しています。

当センターは香川大学の研究成果が「地域構想」に貢献できるよう産学官連携の窓口を担っており、赤外分光イメージング技術、高機能大腿義足、微細構造デバイス（MEMS）技術を応用した医療機器、食による健康を目指した製品開発に必要な各種支援を積極的に行っています。

【製品開発事例】赤外分光イメージング技術の製品化

香川大学で独自に開発した赤外分光イメージング（結像型 2 次元フーリエ分光法）では、装置（デバイス）を従来品に比べ、超小型かつ軽量化を実現することで、これまでにない安価で可搬性に優れた製品を可能としました。現在、高感度測定を可能とする「2 次元計測タイプ」と高速測定を可能とする「ワンショットライン計測タイプ」について、県内企業のアオイ電子株式会社へのライセンスにより製品化がなされ、幅広い分野で使用されており、展開と更なる拡大が期待されています。



(2) 医農工連携、文系領域における産学官連携

香川大学は医学部、農学部、工学部を有しており、自然科学系の学部同士が連携して新たな研究開発や事業化を見据えた取組みを推奨しており、当センターでは研究シーズの社会ニーズのマッチング、研究者間の交流促進、新規プロジェクトの創出、外部資金獲得支援などを通じて医農工連携を積極的に推進しています。特に健康関連分野での機器開発や希少糖研究など、今後大きな市場が見込まれる分野においてのプロジェクト化や拠点化を重点的に支援しています。

また、当センターでは、長らく教育学部と安全・安心なまちづくりのプロジェクトを推進しており、万引き防止対策や特殊詐欺対策など、社会問題の原因究明とその対策方法を産学官が連携することで解決できる取組みを行っています。例えば、店舗において万引きをしづらい空間を考える場合、防犯機器などに頼るのではなく、サービスの向上による店づくりからのアプローチで顧客満足を高めつつ、万引きが起きにくい空間に変える効果を実証するなど、大学の調査研究から地域を支える店舗への実践を経て、全国規模で対策が急務となっている課題に対して多角的な角度からの提案と持続可能な社会への実装を中長期的に目指す取組みを行っています。

(3)21 世紀源内ものづくり塾

本事業は香川のものづくり企業の活力を維持し、持続的な発展を図るため、単に技術がわかるだけでなく、マーケティングやビジネスプラン等経営マネジメントも養成する実践的なプログラムにより、次代の経営を担う人材、イノベーションの原動力となる人材、製品の企画・開発をリードする人材、ベンチャーを指向する人材等を育成することを目的としています。

具体的な取組みとして「座学」では、約半年にわたり工学や生命科学と言った先端分野について技術の使われ方やシステム化の手法等について幅広く理解を深め、次の「課題研究」では約1年半の間に塾生が自ら抱えている業務上の身近な問題や会社の長年の懸案事項等をテーマに設定し、これを指導教員の指導を定期的を受けながら解決を目指して取り組み、問題解決能力やコミュニケーション能力を養います。

さらに、MOT（技術経営）では、経営がわかる技術者を目指し、個別指導の機会を十分にとりビジネスマインドを磨きます。また健康関連製品の開発を目指す塾生には医用機器開発に求められる品質安全、最先端の医療機器開発の技術やビジネス、薬事法等の知識についてのプログラムを新たに用意しました。

この活動は文部科学省地域再生人材創出拠点事業を基に、現在は香川県が平成25年度に策定した「香川県産業成長戦略」の産業人材の育成事業の一環として実施しており、育成システムの運営を香川大学が行い、徳島文理大学（香川校）、香川高等専門学校など連携する大学や高等専門学校と相互に調整・協力しながら実施しています。

香川大学における社会人人材育成「21世紀源内ものづくり塾」



(4) ナノテクプラットフォーム事業

「ナノテクノロジープラットフォーム事業」は、ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備とその活用のノウハウを有する機関が緊密に連携し、全国的な設備の共用体制と共同構築を目指す事業です。

本事業を通じ、産学官の多様な利用者による設備の共同利用を促進し、産業界や研究現場が有する技術的課題の解決へのアプローチを提供するとともに産学官連携や異分野融合を推進します。

香川大学ではナノ・マイクロデバイスの研究開発と様々な分野への応用に注力しており、国際競争力を持つ基礎研究プロジェクト、四国地方の企業を中心とした共同研究・地域人材育成事業などを実施し、学会発表による各種表彰から製品実用化までの広範囲の成果に結びついています。また地域イノベーション事業との連携により高度な共同研究へと発展しています。



電子線描画装置 (エリオニクス社製 ELS-7500EX)



クリーンルーム: クラス1000、70m²

(5) 四国産学官連携イノベーション共同推進機構

平成 25 年度より文部科学省の国立大学改革強化推進事業の 1 つとして『四国産学官連携イノベーション共同推進機構 (略称: SICO)』が発足しました。

四国の国立大学、徳島大学・鳴門教育大学・香川大学・愛媛大学・高知大学にサテライトオフィスを設置し、各大学が保有する高度な“知財”や“技術”を用いての四国地区の国立 5 大学が個々の枠を超えて産学官連携活動を行うことで、さらなるビジネスの種を生み出し、新たな技術や研究成果を欲している企業と大学を繋ぎ、新事業を創出することで大学の知財を活用し、研究活動の活性化と地域社会の発展を目指しています。

これにより技術移転に関わる四国地区 5 国立大学共同実施体制が構築され、これまで単独の大学では実施が困難であった海外展開活動やより高度な知的財産の評価・実証活動 (Proof Of Concept 等) を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施します。

SICO 発足後、各大学でのライセンス収益の増加、大型の外部資金獲得、企業との共同研究数の増加等の成果も出ており、今後ますます地域と共に発展していくことを期待しています。



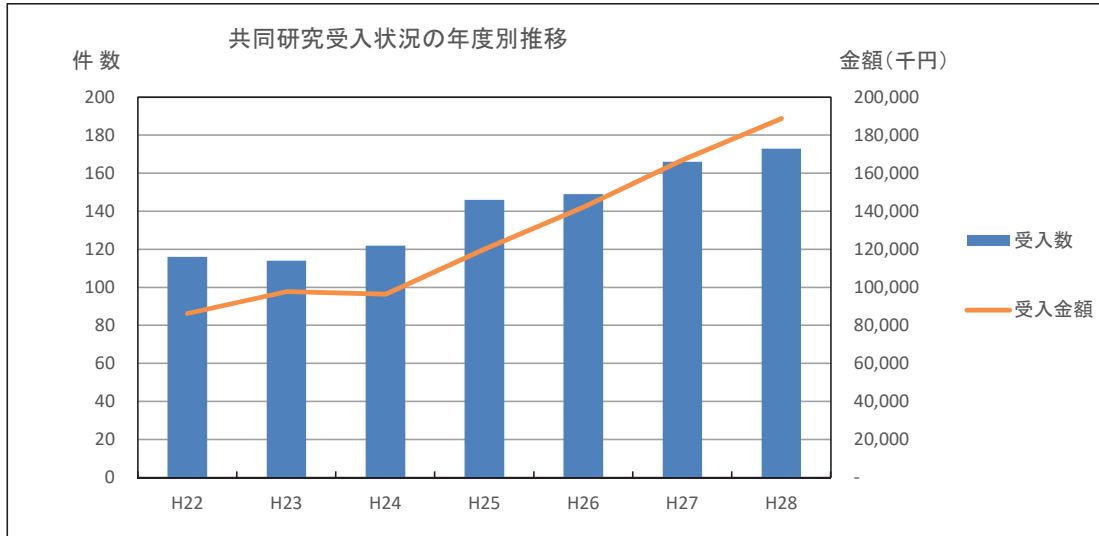
5. 外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進

(1) 各種公募事業等に係る申請書の作成支援

事業名	配分機関	採択件数
企業ニーズ解決試験 (マッチングプランナープログラム)	科学技術振興機構	0
課題設定型産業技術開発費助成事業	(国立研究開発法人)新エネルギー・産業技術総合開発機構	0
三豊市頑張る企業応援事業	三豊市	1
百十四銀行学術文化振興財団助成事業	(一財)百十四銀行学術文化振興財団	1
学内申請 平成28年度第3期中期目標・計画達成のための重点配分研究	香川大学	1

6. 共同研究・受託研究等の受入状況

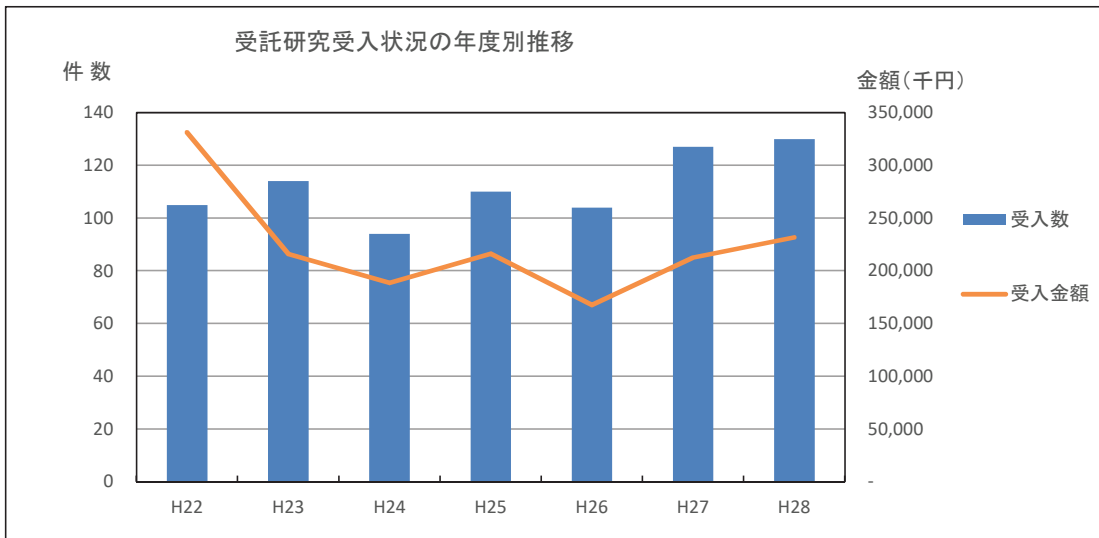
(1) 共同研究の受入状況



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
受入数	116	114	122	146	149	166	173
受入金額	86,234	97,765	96,353	120,048	142,236	166,955	188,707

※平成28年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(56件)

(2) 受託研究の受入状況

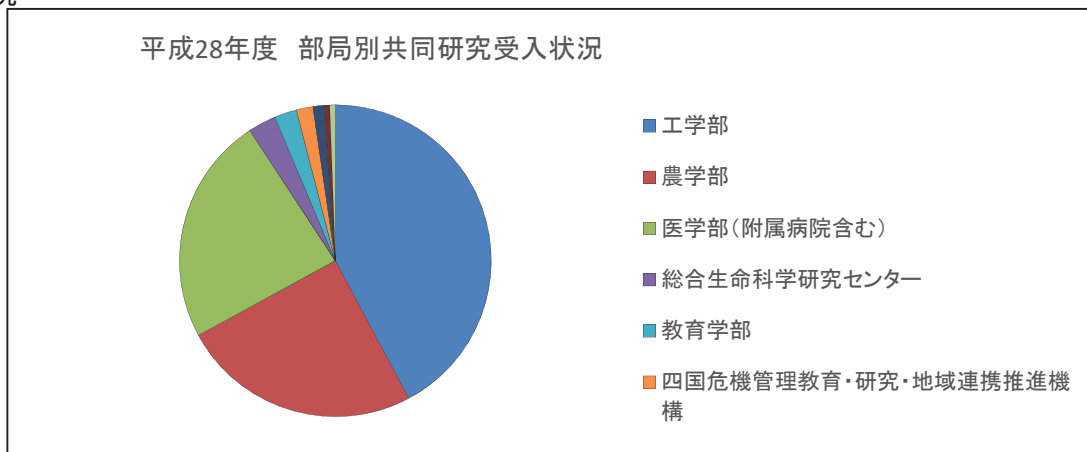


	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
受入数	105	114	94	110	104	127	130
受入金額	331,193	215,884	188,520	216,238	167,801	212,699	231,718

※平成28年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(5件)

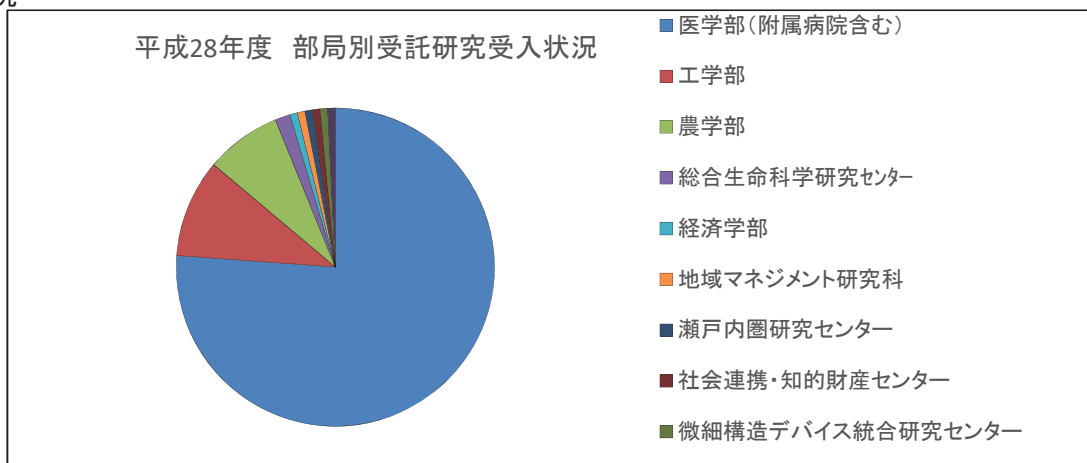
(3) 部局別受入状況

共同研究



学部等	件数
工学部	73
農学部	43
医学部(附属病院含む)	41
総合生命科学研究センター	5
教育学部	4
四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構	3
地域マネジメント研究科	2
総合情報センター	1
瀬戸内圏研究センター	1
計	173

受託研究

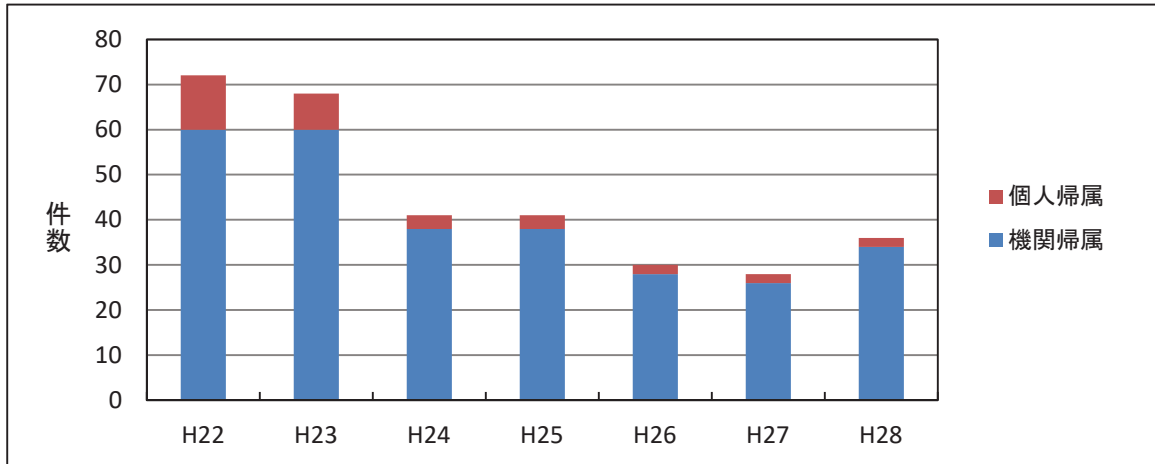


学部等	件数
医学部(附属病院含む)	99
工学部	13
農学部	10
総合生命科学研究センター	2
経済学部	1
地域マネジメント研究科	1
瀬戸内圏研究センター	1
社会連携・知的財産センター	1
微細構造デバイス統合研究センター	1
四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構	1
計	130

7. 発明、特許出願状況等

(1) 発明件数、特許等出願件数

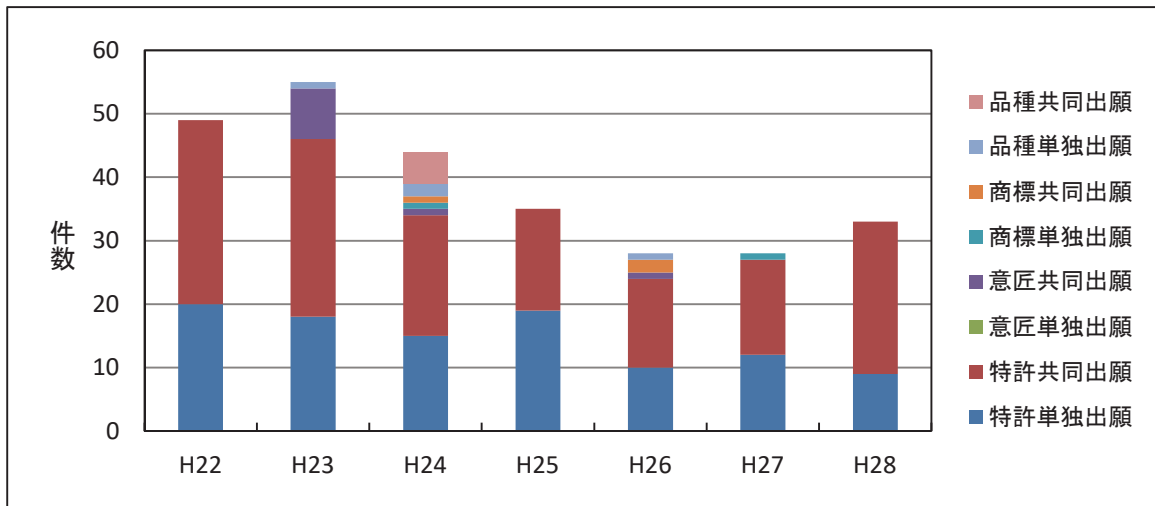
a. 発明届出件数の年度別推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
機関帰属	60	60	38	38	28	26	34	284
個人帰属	12	8	3	3	2	2	2	32
合計	72	68	41	41	30	28	36	316

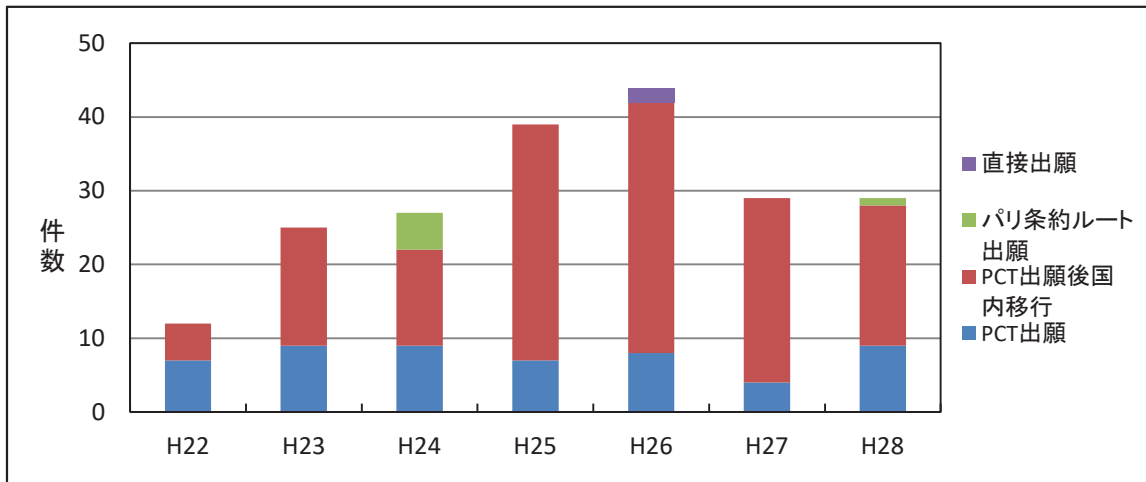
* 機関帰属(大学が権利を承継)、個人帰属(大学が権利を非承継)

b. 国内特許等出願件数の年度別推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
特許単独出願	20	18	15	19	10	12	9	103
特許共同出願	29	28	19	16	14	15	24	144
意匠単独出願								0
意匠共同出願		8	1		1			10
商標単独出願			1			1		2
商標共同出願			1		2			3
品種単独出願		1	2		1			4
品種共同出願			5					5
合計	49	55	44	35	28	28	33	271

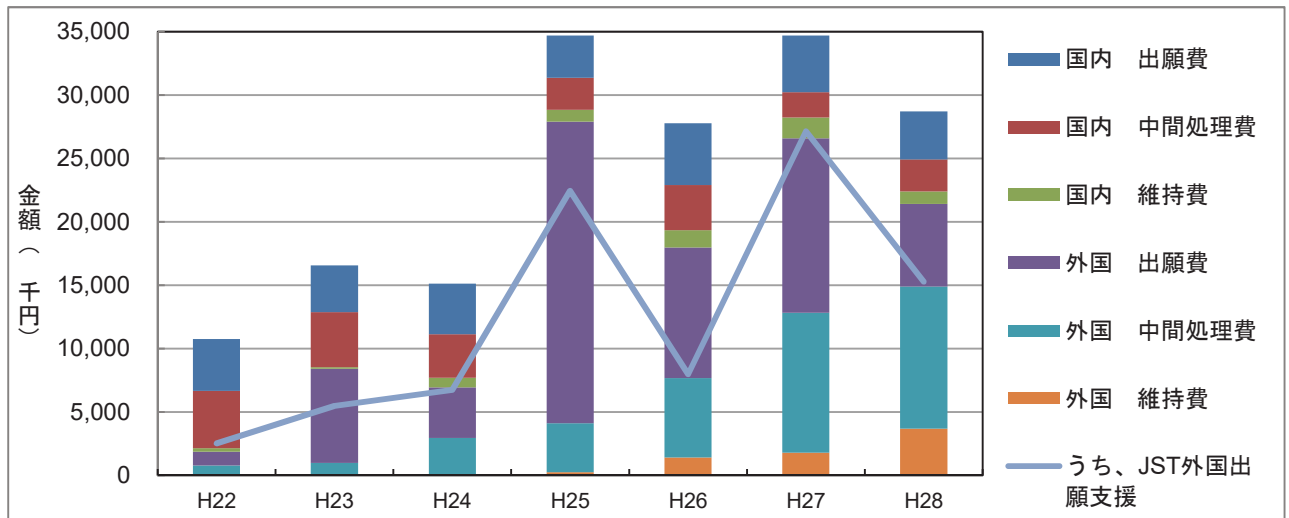
c. 外国特許等出願件数の年度別推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
PCT出願	7	9	9	7	8	4	9	53
PCT出願後国内移行	5	16	13	32	34	25	19	144
パリ条約ルート出願			5				1	6
直接出願					2			2
合計	12	25	27	39	44	29	29	205

* PCT出願後国内移行は、日本国内移行も含む。 * 直接出願は、米国仮出願も含む。

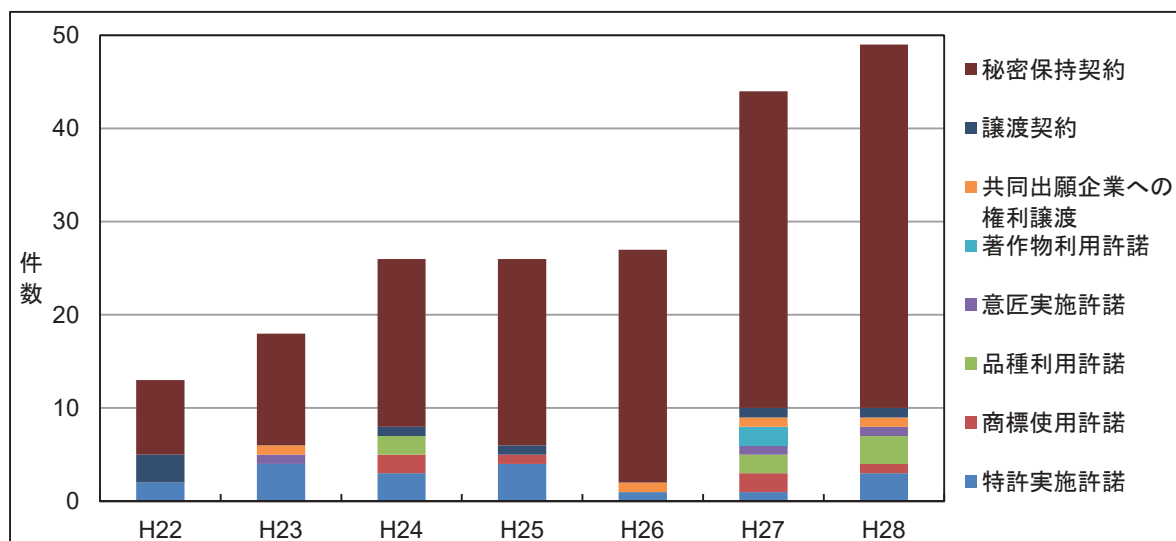
(2) 特許出願等の経費



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
国内	出願費	4,095	3,678	3,998	3,332	4,858	4,468	3,796
	中間処理費	4,507	4,352	3,437	2,547	3,574	1,995	2,525
	維持費	295	119	741	923	1,352	1,646	983
外国	出願費	1,090	7,415	4,009	23,787	10,299	13,768	6,520
	中間処理費	663	992	2,956	3,853	6,279	11,028	11,191
	維持費	117	7	0	272	1,417	1,802	3,707
合計	10,767	16,563	15,141	34,714	27,779	34,707	28,722	
うち、JST 支援	2,545	5,485	6,762	22,459	7,983	27,155	15,296	

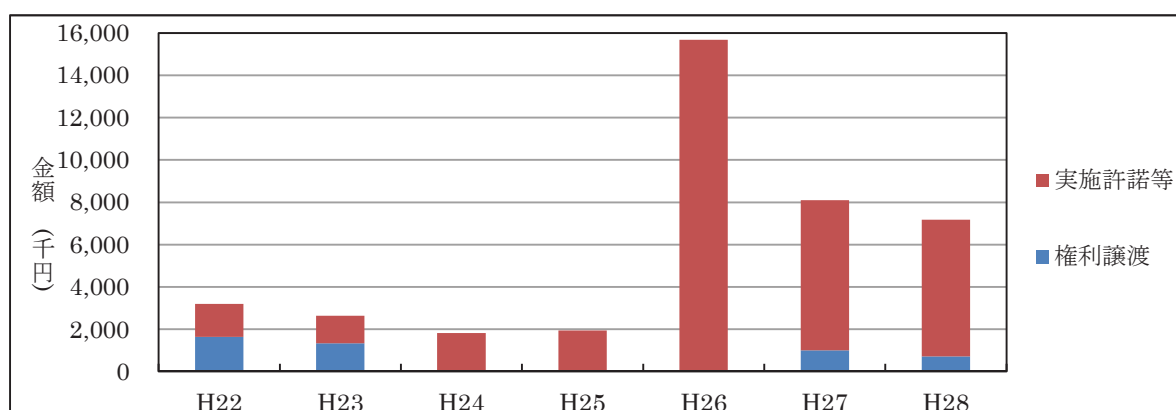
(3) ライセンス契約、収入

a. 実施許諾契約等の年度別推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
特許実施許諾	2	4	3	4	1	1	3	18
商標使用許諾	0	0	2	1	0	2	1	6
品種利用許諾	0	0	2	0	0	2	3	7
意匠実施許諾	0	1	0	0	0	1	1	3
著作物利用許諾	0	0	0	0	0	2	0	2
共同出願企業への権利譲渡	0	1	0	0	1	1	1	4
譲渡契約	3	0	1	1	0	1	1	7
秘密保持契約	8	12	18	20	25	34	39	156
合計	13	18	26	26	27	44	49	203

b. 知的財産収入の年度別推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計(千円)
権利譲渡	1,638	1,342	0	0	0	999	725	4,704
実施許諾等	1,565	1,301	1,828	1,944	15,679	7,107	6,449	35,873
合計	3,203	2,643	1,696	1,944	15,679	8,106	7,174	40,577

(4)大学単独所有の公開特許

No.	整理番号	公開番号	公開日	発明の名称
1	755	特開 2016-223789	H28.12.28	もろみ中のエタノールとグルコースの定量法及び濾過器具
2	758	特開 2016-202649	H28.12.8	組織硬度計測装置、計測情報処理装置、組織硬度計測方法、計測情報処理方法、およびプログラム
3	751	特開 2016-166746	H28.9.15	卵の検査方法
4	752	特開 2016-142523	H28.8.8	分光特性測定装置及びその調整方法
5	739	特開 2016-142522	H28.8.8	分光特性測定装置
6	731	特開 2016-052106	H28.4.11	光ネットワーク、及びネットワーク制御装置
7	721	特開 2016-050188	H28.4.11	セスキテルペンラクトン誘導体およびその用途
8	740	特開 2016-039848	H28.3.24	蒸気布、その製法、その使用法および蒸気布セット
9	745	特開 2015-109830	H27.6.18	γ -グルタミルシクロトランスフェラーゼ、 γ -グルタミルシクロトランスフェラーゼ遺伝子、 γ -グルタミルシクロトランスフェラーゼの製造方法およびその用途
10	706	特開 2015-099105	H27.5.28	放射性物質を含む土壌の除染装置、および除染方法
11	684	特開 2015-033349	H27.2.19	キノコ栽培キットおよびキノコ栽培方法
12	691	特開 2015-031549	H27.2.16	細胞空間分画装置および微細構造刃
13	730	特開 2014-240957	H26.12.25	プラズモン導波路素子、およびその作成方法
14	704	特開 2014-094273	H26.5.22	内視鏡フード、内視鏡、内視鏡用圧力センサおよび組織サイズ測定方法
15	618	特開 2013-244192	H25.12.9	領域確保用器具
16	472	特開 2010-280147	H22.12.16	撥水撥油防汚性透明部材及びその製造方法並びにそれらを用いた物品
17	JP699	再表 2014/042148	H28.8.18	がんマーカーおよびその用途

注) みなし取り下げ、拒絶査定が確定したもの等を除く ※H29年3月31日現在において公開中のもの

(5)大学所有の登録特許

No.	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
1	JP665	特許第 5828440 号	H27.10.30	微小粒子測定装置
2	JP671	特許第 5888761 号	H28.2.26	ガレクチン 9 の改変タンパク質
3	726	特許第 5515069 号	H26.9.12	天井補強具
4	711	特許第 5946142 号	H28.6.10	植物水分動態センサ
5	JP666-3	特許第 5881052 号	H28.2.12	分光特性測定装置
6	649-2	特許第 5869644 号	H28.1.15	金属の腐食阻害方法
7	JP488-2	特許第 5932923 号	H28.5.13	D-タガトースを有効成分として含有する植物病害の防除剤および防除方法
8	526-2	特許第 5978526 号	H28.8.5	剣山型マイクロニードルの製造方法およびマイクロニードル
9	714	特許第 5605927 号	H26.9.5	抗シワ用、コラーゲン収縮用、ヒアルロン酸増加用、細胞増殖用の美顔器・美容器
10	675	特許第 6083745 号	H29.2.3	植物水分動態センサ
11	652	特許第 6101476 号	H29.3.3	自動分析装置、血液型判定用検査試薬、及び凝集体溶血用試薬
12	670	特許第 6048873 号	H28.12.2	布片検査方法および布片検査装置
13	669	特許第 6048872 号	H28.12.2	布片検査方法および布片検査装置
14	JP268-2	特許第 5821066 号	H27.10.16	コラーゲン結合領域と副甲状腺ホルモンとの融合タンパク
15	658	特許第 5991578 号	H28.8.26	人工衛星
16	653	特許第 5118777 号	H24.10.26	末梢神経検査装置
17	589	特許第 5967700 号	H28.7.15	膝継手
18	635	特許第 5967697 号	H28.7.15	膝継手
19	637	特許第 5975257 号	H28.7.29	領域確保用器具および領域確保用器具を備えた内視鏡
20	677	特許第 6094961 号	H29.2.24	プラズモンチップ
21	644	特許第 5920706 号	H28.4.22	MEMS光学部品
22	640	特許第 5971644 号	H28.7.22	TPRモチーフタンパク質の機能の調節方法、TPRモチーフタンパク質の機能調節物質のスクリーニング方法、および機能調節物質
23	647	特許第 5843668 号	H27.11.27	センサ用光ファイバおよび電力装置監視システム

No.	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
24	645	特許第 6048947 号	H28.12.2	触覚センサ
25	634	特許第 5660545 号	H26.12.12	光学式ガスセンサ
26	628	特許第 5826645 号	H27.10.23	温度センサ用光ファイバおよび電力装置監視システム
27	674	特許第 6090738 号	H29.2.17	糖ペプチドの製造方法、糖アミノ酸の製造方法および糖タンパク質の製造方法
28	577	特許第 5897322 号	H28.8.19	金属酸化物含有窒化ホウ素及びその製造方法
29	605	特許第 5684086 号	H27.1.23	物理量計測システム
30	619	特許第 5800297 号	H27.9.4	食品害虫の防除剤および食品における食品害虫を防除する方法
31	622	特許第 5751515 号	H27.5.29	内視鏡用挿入補助器具
32	584	特許第 5801622 号	H27.9.4	板状チタン酸化合物およびその製造方法
33	654	特許第 6004318 号	H28.9.16	抗アレルギー剤
34	525-a	特許第 5660500 号	H26.12.12	耐摩耗性超撥水撥油防汚性ガラスとその製造方法並びにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置、光学機器および表示装置
35	519-b	特許第 5804548 号	H27.9.11	超撥水撥油防汚性透光性フィルムとその製造方法ならびにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置、光学機器、および表示装置
36	582	特許第 5719644 号	H27.3.27	植物の細菌病害防除剤および細菌病害防除方法
37	583	特許第 5719643 号	H27.3.27	植物の菌類病害防除剤および菌類病害防除方法
38	550	特許第 5648961 号	H26.11.21	分光特性測定装置及びその校正方法
39	578	特許第 5777046 号	H27.7.17	果菜類水分ストレスの調節剤組成物および調節方法
40	570	特許第 5787340 号	H27.8.7	破骨細胞分化抑制組成物
41	556	特許第 5754045 号	H27.6.5	機能性多孔質体
42	557	特許第 5704558 号	H27.3.6	人工魚礁
43	527	特許第 5699392 号	H27.2.27	領域確保用器具および領域確保用器具を備えた内視鏡
44	534	特許第 5317298 号	H25.7.19	分光計測装置及び分光計測方法
45	537	特許第 5636227 号	H26.10.24	地盤立体表示システム
46	510	特許第 5709157 号	H27.3.13	糖鎖の製造方法
47	523	特許第 5649358 号	H26.11.21	血管内皮細胞の管腔形成抑制剤

No.	整理 番号	登録番号	登録日	発明の名称
48	294-2	特許第 5137270 号	H24.11.22	鉄筋コンクリート構造物の腐食劣化進行予測方法
49	391-2	特許第 5261553 号	H25.5.2	半導体装置およびその製造方法
50	520	特許第 5569682 号	H26.7.4	石炭灰を原料とする魚礁・藻礁ブロックおよび魚礁・藻礁の形成方法
51	511	特許第 5733695 号	H27.4.24	新規化合物及び植物成長調節剤
52	494	特許第 5569928 号	H26.7.4	アルドースまたはその誘導体のシッフ塩基の製造方法、およびアルドースまたはその誘導体の製造方法
53	499	特許第 4505610 号	H22.5.14	ガーゼ保持具
54	497	特許第 5540350 号	H26.5.16	ポリフェノールを高濃度に含有する、渋み・苦味をマスキングしたオリーブ葉エキスの製造法
55	496	特許第 5581472 号	H26.7.25	結晶粒子形状を制御したチタン酸バリウムの製造方法
56	482	特許第 5331601 号	H25.8.2	光学的計測装置
57	473	特許第 5564658 号	H26.6.27	表示装置用透光性部材とその製造方法並びにそれらを用いた表示装置及び物品
58	456	特許 5920683 号	H28.4.22	表示装置用フェースプレートとその製造方法並びにそれらを用いた表示装置及び物品
59	436	特許第 5641498 号	H26.11.7	撥水撥油性透明部材とその製造方法及びそれらを用いた物品
60	507	特許第 4779084 号	H23.7.15	マイクロニードルおよびその製造方法と金型
61	435	特許第 5688649 号	H27.2.6	撥水撥油性部材とその製造方法及びそれらを用いた物品
62	447	特許第 5337971 号	H25.8.16	防汚性抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品
63	448	特許第 5572803 号	H26.7.11	撥水撥油防汚性ガラスとその製造方法並びにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置及び光学機器
64	475	特許第 5618119 号	H26.9.26	テラヘルツ光検出素子および光学設備
65	469	特許第 4932865 号	H24.2.24	インソクイリチゲニンの持続可能な可溶化および均一分散化
66	474	特許第 5267940 号	H25.5.17	板状チタン酸カリウムリチウムの製造方法
67	713	特許第 5599570 号	H26.8.22	不均一系触媒を用いたアリアル誘導体の製造方法
68	468	特許第 5360549 号	H25.9.13	色素増感型太陽電池およびそれに用いる二酸化チタンナノ粒子の製法
69	433	特許第 5458272 号	H26.1.24	可視光域で透明な表示装置用防汚性フェースプレートとその製造方法及びそれらを用いた表示装置及び物品

No.	整理 番号	登録番号	登録日	発明の名称
70	549	特許第 5441396 号	H25.12.27	内視鏡用縫合装置及び内視鏡用縫合装置を用いて行う胃壁切開部縫合方法
71	466	特許第 5463559 号	H26.1.31	カビの生理活性調整剤およびその利用方法
72	422	特許第 5315549 号	H25.7.19	防汚性抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品
73	451	特許第 5218974 号	H25.3.15	光偏向ミラー、光偏向ミラーの製法および光偏向器
74	JP42-2	特許第 5330976 号	H25.8.2	D-アロースの生理活性作用の利用への使用
75	JP401- 2	特許第 5099378 号	H24.10.5	養殖魚類腸管絨毛増殖促進体重増加剤と養殖魚類体重増加飼料
76	419	特許第 5366474 号	H25.9.20	D-アロースを有効成分とする植物のジベレリンシグナル経路抑制剤およびその利用
77	391	特許第 4881351 号	H23.12.9	半導体装置およびその製造方法
78	387	特許第 4742375 号	H23.5.20	衝撃吸収用の鈴形中空金属球、その製造方法および衝撃吸収用構造材
79	400	特許第 5190940 号	H25.2.8	抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品
80	416	特許第 5322206 号	H25.7.26	3次元形状の計測方法および装置
81	388	特許第 4359702 号	H21.8.21	中空構造体およびその製造方法
82	402	特許第 5356704 号	H25.9.6	希少糖を含む二糖類の生産方法
83	398	特許第 5344211 号	H25.8.23	肝癌マーカー
84	392	特許第 4936559 号	H24.3.2	ヒ素除去剤
85	573	特許第 5661984 号	H26.12.12	直鎖状化合物伸長用基板および方法
86	362-a	特許第 5193541 号	H25.2.8	角速度検出装置
87	358	特許第 4858914 号	H23.11.11	射出装置
88	369	特許第 5077747 号	H24.9.7	磁性流体とその製造方法並びに磁性流体を用いた磁性流体軸受装置及び磁気シール装置
89	367	特許第 5222505 号	H25.3.15	微小物体の光学的計測装置
90	312	特許第 4982640 号	H24.5.11	配線及びその製造方法並びに配線を用いた電子部品及び電子機器
91	313	特許第 5002799 号	H24.6.1	電極及びその製造方法、リード配線及びその接続方法、並びにそれらを用いた電子部品及び電子機器

No.	整理 番号	登録番号	登録日	発明の名称
92	311	特許第 5082057 号	H24.9.14	導電性ペーストとその製造方法、配線とその製造方法、並びにそれらを用いた電子部品及び電子機器
93	361	特許第 5078004 号	H24.9.7	分光計測装置及び分光計測方法
94	360	特許第 5120873 号	H24.11.2	分光計測装置及び分光計測方法
95	306	特許第 5594806 号	H26.8.15	蛍光体微粒子膜及びその製造方法、並びに蛍光体微粒子膜を用いた表示装置
96	319	特許第 5572802 号	H26.7.11	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ及び光学部品
97	310	特許第 5315547 号	H25.7.19	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ及び光学部品
98	318	特許第 5343226 号	H25.8.23	撥水性ガラス板、それを用いた乗り物および建築物の窓ガラス、ならびに撥水性ガラス板の製造方法
99	352	特許第 4395572 号	H21.10.30	形状記憶合金の機械振動を情報伝達手段とする触覚による情報伝達装置
100	309	特許第 5235059 号	H25.4.5	光センサーおよびその製造方法
101	353	特許第 4949106 号	H24.3.16	人物追跡装置、人物追跡方法およびそのプログラム
102	338	特許第 5347125 号	H25.8.30	撥水撥油防汚性反射防止膜およびその製造方法ならびにレンズ、ガラス板、ガラス、光学装置、太陽エネルギー利用装置およびディスプレイ
103	339	特許第 5347124 号	H25.8.30	撥水撥油防汚性反射防止膜とその製造方法およびそれを形成したレンズやガラス板、ガラス、およびそれらを用いた光学装置および太陽エネルギー利用装置、ディスプレイ
104	351	特許第 5358802 号	H25.9.13	新規な希少糖脂肪酸ジエステルの製造方法
105	316	特許第 5611503 号	H26.9.12	パターン状の絶縁性微粒子膜およびその製造方法ならびにそれを用いた電子部品、マイクロマシン、光学部品
106	315	特許第 5288432 号	H25.6.14	絶縁性微粒子膜およびその製造方法ならびに絶縁性微粒子膜を用いたコンデンサー
107	299	特許第 5028619 号	H24.7.6	パターン状の微粒子膜およびパターン状の微粒子膜の製造方法
108	335	特許第 5418870 号	H25.11.29	1-0- α -グルコピラノシルD-ブシコースの製造方法
109	314	特許第 4993700 号	H24.5.18	保護膜およびその製造方法
110	297	特許第 5200244 号	H25.2.22	微粒子膜およびその製造方法
111	344	特許第 5228169 号	H25.3.29	植物の塊茎形成を制御するための塊茎形成制御ベクター、塊茎形成が制御された植物の製造方法および植物

No.	整理番号	登録番号	登録日	発明の名称
112	350	特許第 5204414 号	H25.2.22	極微小水滴を含有する油剤を用いた切削・研削加工方法
113	340	特許第 5105348 号	H24.10.12	Ca ²⁺ /カルモジュリン依存性プロテインキナーゼホスファターゼの特異的阻害剤
114	324	特許第 5347123 号	H25.8.30	撥水撥油防汚性ガラス板およびその製造方法ならびにそれを用いた乗り物および建築物
115	323	特許第 4929459 号	H24.2.24	撥水撥油防汚性ガラス板およびその製造方法ならびにそれを用いた乗り物および建築物
116	296	特許第 4743076 号	H23.5.20	伸び及び伸びフランジ性に優れた高強度鋼板並びにその製造方法
117	295	特許第 4725973 号	H23.4.22	伸びフランジ性に優れた高強度鋼板並びにその製造方法
118	256	特許第 4613264 号	H22.10.29	表面特性解析装置、表面特性解析方法およびプローブユニット
119	294	特許第 4873472 号	H23.12.2	鉄筋コンクリート構造物の腐食劣化進行予測方法
120	286	特許第 5263857 号	H25.5.10	希少糖を植物のシュートの成長促進または調整へ利用する方法。
121	289	特許第 4844969 号	H23.10.21	不斉還元触媒、その溶液、その調製方法並びにそれを用いた光学活性アルコール類の製造方法
122	322	特許第 5158535 号	H24.12.21	ラクトシルセラミドを有効成分とする医薬
123	279	特許第 4171809 号	H20.8.22	外用剤塗布器具
124	287	特許第 4822272 号	H23.9.16	食品または医薬品の芳香を改善する方法
125	259	特許第 4840812 号	H23.10.14	透水試験機および透水試験方法
126	271	特許第 5487418 号	H26.3.7	撥水撥油防汚性光反射板とその製造方法及びそれを用いたトンネル、道路標識、表示板、乗り物、建物。
127	265	特許第 4654443 号	H23.1.7	太陽エネルギー利用装置とその製造方法
128	264	特許第 4670057 号	H23.1.28	撥水撥油防汚性ガラス板及びその製造方法並びにそれを用いた輸送機器、建造物及び光学機器
129	263	特許第 5331977 号	H23.8.9	太陽エネルギー利用装置とその製造方法
130	359	特許第 4934817 号	H24.3.2	マイクロフロー型バイオセンサおよび希少糖の検出または定量への使用
131	232	特許第 4806771 号	H23.8.26	ナノピンセット、把持力検出方法およびナノピンセットの駆動装置
132	349	特許第 4152423 号	H20.7.11	点検業務に利用可能な評点式データシートに基づく健全性評価システム

No.	整理 番号	登録番号	登録日	発明の名称
133	179	特許第 5175442 号	H25.1.11	ヤーコン由来の抗ガン剤
134	238	特許第 4753302 号	H23.6.3	超音波ボウフラ駆除装置
135	209	特許第 5071955 号	H24.8.31	電極とその製造方法およびそれを用いたリード配線とその接続方法およびそれらを用いた電子部品と電子機器
136	206	特許第 4848502 号	H23.10.28	導電性ペーストとその製造方法およびそれらを用いた配線とその製造方法とそれらを用いた電子部品と電子機器
137	245	特許第 4817363 号	H23.9.9	危険度評価システム
138	231	特許第 4461277 号	H22.2.26	走査型プローブ顕微鏡装置および試料表面形状観察方法
139	188	特許第 3975406 号	H19.6.29	構造物補修施工計画支援システム
140	203	特許第 5240959 号	H25.4.12	薬剤とその製造方法
141	201	特許第 4820988 号	H23.9.16	磁性微粒子とその製造方法およびそれらを用いた磁石とその製造方法
142	212	特許第 4521569 号	H22.6.4	磁気記録媒体とその製造方法およびそれを用いた磁気記録読み取り装置。
143	197	特許第 4792575 号	H23.8.5	撥水性ガラス板とその製造方法及びそれを用いた乗り物またはガラス窓
144	196	特許第 5050190 号	H24.8.3	微粒子とその製造方法
145	211	特許第 5167528 号	H25.1.11	化学吸着溶液
146	569	特許第 4915994 号	H24.2.3	導電性セラミックス及びその製造方法並びに半導体製造装置用部材
147	161	特許第 4378532 号	H21.10.2	櫛歯型プローブの駆動装置、原子間力顕微鏡装置および変位測定方法
148	224	特許第 5030045 号	H24.7.6	希少糖を含有する二糖の製造方法
149	189	特許第 5087763 号	H24.9.21	金属被膜を有するプラスチック成形体とその製造方法およびそれらを用いた物品
150	290	特許第 5645183 号	H26.11.14	D-ブシコースを含有する体重増加抑制性組成物およびその利用方法
151	291	特許第 5240810 号	H25.4.12	D-ブシコースの血中D-フラクトース濃度上昇抑制への使用
152	292	特許第 5116072 号	H24.10.26	D-アロースの血糖上昇抑制効果の利用
153	293	特許第 5116071 号	H24.10.26	D-アロースおよびD-ブシコースの抗神経因性疼痛効果の利用
154	249	特許第 3975407 号	H19.6.29	防災事業計画支援システム

No.	整理 番号	登録番号	登録日	発明の名称
155	163	特許第 4956816 号	H24.3.30	抗チロシンキナーゼ抗体およびその利用
156	135	特許第 4787543 号	H23.7.22	光学シートの検査方法
157	170	特許第 4456030 号	H22.2.12	ケーブルハーネス及びその製造方法
158	125	特許第 3893470 号	H18.12.22	糖類の蛍光標識化方法、糖類の蛍光標識化装置
159	183	特許第 4931036 号	H24.2.24	希少糖による植物生長調節剤
160	145	特許第 4318179 号	H21.6.5	D-ブシコースを含有する新規二糖類化合物及びその製造方法
161	144	特許第 4356992 号	H21.8.14	酵母の還元反応を用いたL-タリトールの製造方法
162	143	特許第 4412725 号	H21.11.27	微生物の還元反応を用いたL-ソルビトールの製造方法
163	142	特許第 4423363 号	H21.12.18	D-ブシコースを原料とするD-タリトールの新規な製造方法
164	146	特許第 4497305 号	H22.4.23	運転者状態判定装置
165	123	特許第 4505635 号	H22.5.14	ナノスケール物質およびその製造方法
166	184	特許第 4888937 号	H23.12.22	微生物増殖抑制への希少糖の使用
167	9	特許第 4325450 号	H21.6.19	希少糖の特異的定量法
168	3	特許第 4724824 号	H23.4.22	希少糖のTリンパ球の増殖抑制への使用
169	4	特許第 4724823 号	H23.4.22	希少糖の神経細胞における保護作用を利用する予防薬、治療薬、特定保健用食品
170	5	特許第 4535238 号	H22.6.25	ブシコースのレチノイン酸エステル及びその製造方法
171	688	特許第 4474535 号	H22.3.19	立体形状測定及び分析装置
172	15	特許第 3843299 号	H18.8.25	テザーに連結された機器の姿勢制御方式
173	29	特許第 4538602 号	H22.7.2	血圧・血液粘度測定方法および血圧・血液粘度測定装置
174	31	特許第 4373191 号	H21.9.11	携帯型聴診器
175	50	特許第 4452876 号	H22.2.12	LKP2部分cDNAを用いた遺伝子導入による植物体の種子収量、乾燥重量の制御
176	104	特許第 4009720 号	H19.9.14	希少糖による植物病害抵抗性増幅剤
177	106	特許第 3975274 号	H19.6.29	D-アロースの結晶化法による分別法とその大量生産への応用
178	194	特許第 4203628 号	H20.10.24	リン酸化された CaMIV を特異的に認識するモノクローナル抗体
179	193	特許第 4235708 号	H20.12.26	カルモジュリン依存症リン酸化酵素 II の活性断片

No.	整理 番号	登録番号	登録日	発明の名称
180	192	特許第 4340749 号	H21.7.17	セリントレオニンタンパク質リン酸化酵素を認識するモノクローナル抗体
181	94	特許第 3829151 号	H18.7.21	テザーに連結された機器の姿勢制御方式
182	284	特許第 3870233 号	H18.10.27	回転数検出装置、物体計測システムおよび回転数検出方法
183	114	特許第 4817136 号	H23.9.9	赤外線乾燥機用水性塗型剤及びその製造方法
184	384	特許第 4555925 号	H22.7.30	立体形状測定装置
185	113	特許第 4627841 号	H22.11.19	プシコースの分離方法
186	JP268	特許第 5520811 号	H26.4.11	コラーゲン結合領域と副甲状腺ホルモンとの融合タンパク
187	JP666- 2	特許第 5881051 号	H28.2.12	分光特性測定装置
188	JP626	特許第 5765693 号	H27.6.26	分光特性測定装置
189	JP625	特許第 5637488 号	H26.10.31	分光特性測定装置及び分光特性測定方法
190	JP664	特許第 5690986 号	H27.2.13	害虫集積装置および害虫集積方法
191	JP782	特許第 6104182 号	H29.3.10	ルテニウム触媒の製造方法及びルテニウム触媒を用いたアルキン基又はアルケニル基置換化合物の製造方法
192	JP624	特許第 6051163 号	H28.12.2	ポリオール酸化酵素を用いる希少糖の製造方法
193	JP586	特許第 5512887 号	H26.4.4	成長因子アンカーリング型骨移植材料および成長因子アンカーリング型骨移植材料製造用キット
194	JP651	特許第 5515069 号	H26.4.11	ペリレンテトラカルボン酸ビスイミド誘導体、n-型半導体、n-型半導体の製造方法、および電子装置
195	JP643	特許第 5924593 号	H28.4.28	抗癌剤の活性増強剤
196	JP538	特許第 5721195 号	H27.4.3	光学特性測定装置及び光学特性測定方法
197	JP641	特許第 5294181 号	H25.6.21	縫合装置
198	JP505	特許第 5692728 号	H27.2.13	内視鏡挿入補助器具
199	JP500	特許第 5292655 号	H25.6.21	生体への情報伝達装置
200	JP495	特許第 5458241 号	H26.1.24	微細構造体の作製方法
201	JP513	特許第 5715046 号	H27.3.20	目的とするヘキソースを所定量含む原料糖とは異なる糖組成の糖組成物の製造方法および製造された糖組成物の用途
202	JP504	特許第 5288315 号	H25.6.14	シクロプチルプリン誘導体、血管新生促進剤、管腔形成促進剤、神経細胞成長促進剤および医薬品

No.	整理 番号	登録番号	登録日	発明の名称
203	JP488	特許第 5816871 号	H27.10.9	D-タガトースを有効成分として含有する植物病害の防除剤および防除方法
204	JP425	特許第 5521147 号	H26.4.18	マイクロニードルとその治具
205	JP401	特許第 4466969 号	H22.3.5	鶏用飼料添加増重剤と鶏用増重飼料
206	JP365	特許第 5639759 号	H26.10.31	砂糖様味質をもつ新規甘味料、その製造法および用途
207	JP341	特許第 5013492 号	H24.6.15	精製アントシアニンの製造方法
208	JP342	特許第 4915877 号	H24.2.3	マイクロレンズ用金型、マイクロレンズおよびそれらの製法
209	JP383	特許第 5358186 号	H25.9.6	デオキシケトヘキソース異性化酵素およびそれを用いるデオキシヘキソースおよびその誘導体の製造方法
210	JP329	特許第 5344466 号	H25.8.23	デオキシポリオール脱水素酵素産生能を有する微生物およびその利用
211	JP328	特許第 5103597 号	H24.10.12	耐熱性L-リボースイソメラーゼとその製造方法並びに用途
212	JP331	特許第 5633952 号	H26.10.24	希少糖のグルコキナーゼの核から細胞質への移行の促進化剤としての機能の利用
213	JP363	特許第 4942001 号	H24.3.9	D-ブシコース含有甘味料およびそれを使用して得られた食品など
214	JP333	特許第 5283173 号	H25.6.7	希少糖を含む非う蝕性素材および抗う蝕剤
215	JP332	特許第 5317055 号	H25.7.19	希少糖の筋萎縮性側索硬化症と関連した運動障害の発症または進行の遅延への利用
216	JP222	特許第 5158779 号	H24.12.21	D-アロースによる高血圧、心肥大発症抑制効果の利用
217	JP288	特許第 4200223 号	H20.10.17	マイクロレンズ用金型、マイクロレンズおよびそれらの製法
218	JP174	特許第 4873493 号	H23.12.2	D-ブシコースとD-アロースの糖質複合体結晶およびその製造方法
219	JP157	特許第 4631062 号	H22.11.26	ナノピンセットおよびこれを備える走査型プローブ顕微鏡
220	JP101	特許第 5470597 号	H26.2.14	希少糖を利用した細胞・組織・臓器保存液及び該液を用いる保存方法
221	JP183	特許第 4931036 号	H24.2.24	植物または微生物への希少糖の使用
222	JP42	特許第 4609845 号	H22.10.22	希少糖の生理活性作用の利用方法および希少糖を配合した組成物

(6) 大学所有の登録商標

No.	整理番号	登録番号	登録日	対象商標／商品及び役務の区分 並びに指定商品又は指定役務
1	TM11	登録第 5867467 号	H28.7.15	 / 第 35 類 複写機又は印刷機によって出力されるコピー用紙の裏面を利用した広告等
2	TM10	登録第 5818663 号	H28.1.15	香農ぱうんど / 第 30 類 菓子、パン
3	TM9	登録第 5740983 号	H27.2.13	災害・危機対応マネージャー / 第 41, 45 類
4	TM8	登録第 5717268 号	H26.11.14	handThink / 第 28 類
5	TM7	登録第 5645166 号	H26.1.24	 / 第 2, 3, 29, 30, 32, 33 類 染料, 香料類, 化粧品, 乾燥果実, ジェム, アイスクリューム, フルーツゼリー, 清涼飲料, 果実飲料, 果実酒 etc.
6	TM6	商標第 5569400 号	H25.3.29	さぬきキウイっこ / 第 29, 30, 31 類 冷凍果実, 加工果実, 菓子, 苗木 etc.
7	TM5a	商標第 5207071 号	H21.2.20	あまみずちゃん / 第 41 類 芸芸・スポーツ又は知識の教授 etc.
8	TM5b	商標第 5190042 号	H20.12.19	あまみずちゃん(図有) / 第 16 類 紙類, 文房具類, 印刷物
9	TM3	商標第 4873342 号	H17.6.17	Sauvageonne Savoureuse (ソヴァージュ・ヌ・サウルーズ) / 第 33 類 日本酒, 洋酒, 果実酒, 中国酒, 薬味酒
10	TM2	商標第 4743845 号	H16.1.30	イズモリング(図有) / 第 1 類 化学品 etc.
11	TM1	商標第 4743844 号	H16.1.30	イズモリング(図有) / 第 1 類 化学品 etc.

注) 学章に関するものを除く

(7) 大学所有の登録品種

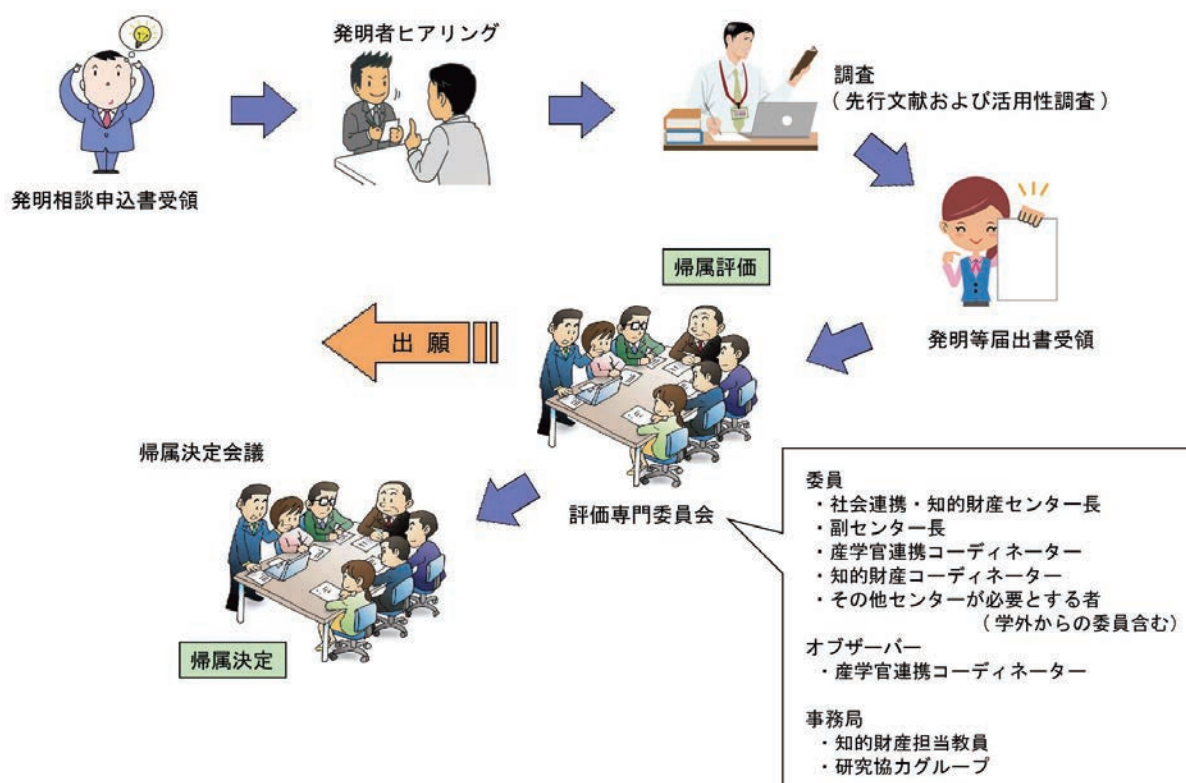
No.	整理番号	登録番号	登録日	登録品種の名称
1	SS5	第 25537 号	H28.11.17	香大農 R-2
2	SS8	第 24983 号	H28.3.22	KU-PP2
3	SS7-e	第 23675 号	H26.9.24	香川 UP-キ 5 号
4	SS7-d	第 23674 号	H26.9.24	香川 UP-キ 4 号
5	SS7-c	第 23673 号	H26.9.24	香川 UP-キ 3 号
6	SS7-b	第 23672 号	H26.9.24	香川 UP-キ 2 号
7	SS7-a	第 23671 号	H26.9.24	香川 UP-キ 1 号
8	SS6	第 23704 号	H26.9.24	KU-PP1
9	SS1	第 18311 号	H21.7.31	ラパン
10	SS3	第 18119 号	H21.3.19	さぬきよいまい
11	SS2	第 13646 号	H18.2.27	香大農 R-1

(8)大学所有の登録意匠

No.	整理番号	登録番号	登録日	登録意匠の名称
1	D15	第 1515400 号	H26.12.12	立体パズル用ピース
2	D14	第 1485443 号	H25.11.1	内視鏡挿入補助器具
3	D13	第 1437047 号	H24.2.24	内視鏡挿入補助器具
4	D12	第 1437151 号	H24.2.24	内視鏡挿入補助器具
5	D11	第 1432580 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
6	D10	第 1432579 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
7	D9	第 1432578 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
8	D8	第 1432577 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
9	D7	第 1432576 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
10	D6	第 1432575 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具

8. 知的財産についてのQ&Aその他

(1) 発明相談から権利帰属までのフロー



※「発明相談申込書」のご提出について

発明へつながりそうなアイデアを思いつかれた方は、社会連携・知的財産センターまでお気軽に「発明相談申込書」をご提出ください。

当センターでは、研究者から届け出ていただいた発明等について、発明者の方へヒアリングを行いアイデアや発明の内容を詳細に把握するとともに、新規性・進歩性の調査、先行出願の有無の調査、事業化・共同研究の可能性等の調査を行い、それらの調査結果を基に、次のステップへの対応をご提案させていただきます。

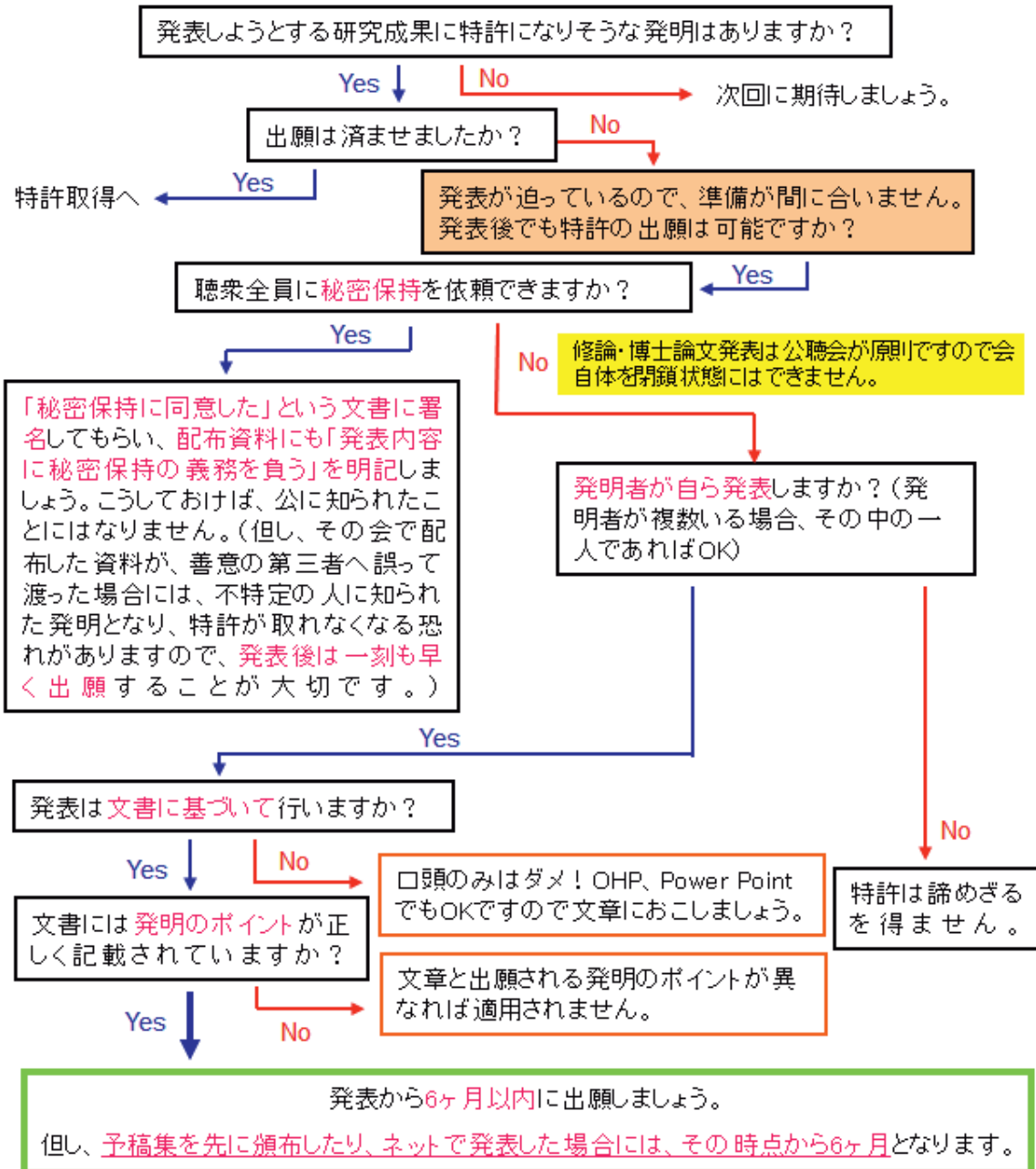
調査に当たっては、迅速な処理に努めておりますが、多岐に渡る調査を実施いたしますので、公知になる6カ月前までに「発明相談申込書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、学会発表、論文掲載等の関係上、出願等までに緊急を要する場合にもできるかぎり対応させていただきますが、十分な調査が実施できないため、権利化を断念していただかなければならない可能性もあります。

研究成果を知的財産として活用するためには、早めにご相談いただくことが非常に重要です。皆様のご協力をお願いいたします。

(2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと

〔研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと〕



【注意点】 この例外規定(特許法第30条)を使っでの出願は、発明者が出願する前に第三者が出願していると特許が取れなくなってしまいます。また、ヨーロッパへの出願ではこの救済措置は適用されませんので、ヨーロッパでは特許は取れなくなります。

《いづれにせよ、完全に保護されるためには、**発表前**の出願に優るものはありません》

問合せ先: 香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2541(医学部からは、66-2541)

E-mail: ccip<at>eng.kagawa-u.ac.jp (なお、本資料は山口大学知的財産本部のご協力を基に作成しています。)

(3) 知的財産についての Q&A

香川大学の知的財産についてのQ&A

(学内のみなさんからの質問と回答) 発明から出願まで

Q1 発明とはどんなものをいうのですか？

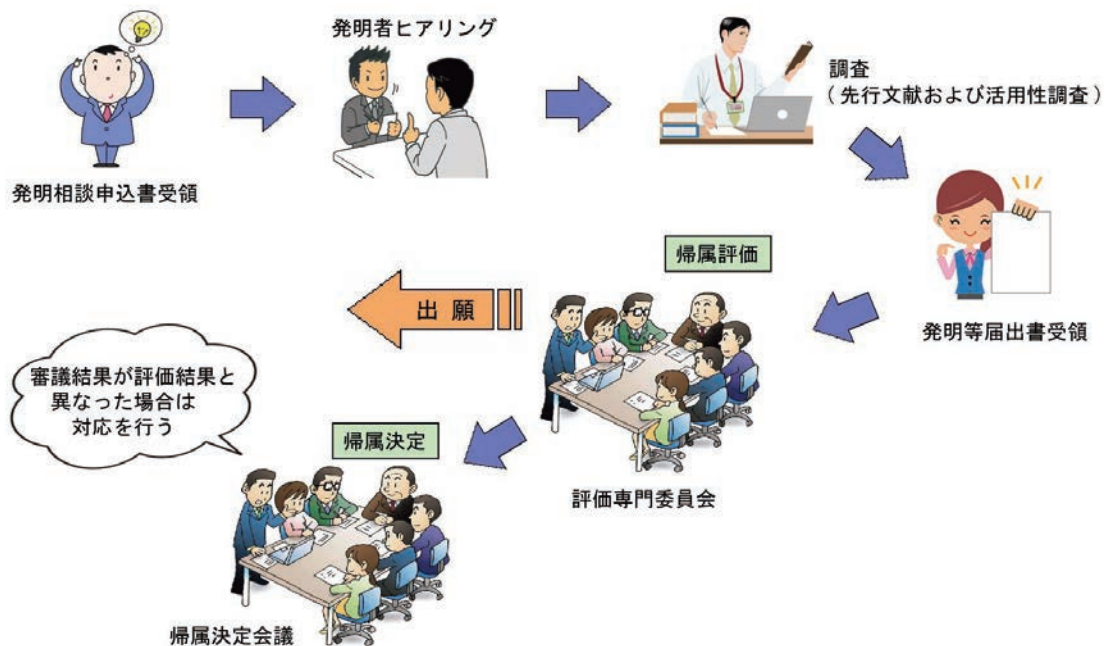
A 発明とは、特許法上では、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」となっていますが、簡単にいいますと、世界に知られていない技術上の有用な提案のことです。発明と思われるものがひらめきましたら、社会連携・知的財産センターの知的財産担当までお気軽にご相談下さい。

Q2 発明の届出は、どんなものを、どこに、だせばよいのですか？

A 発明届出の様式および記入例は、社会連携・知的財産センターのホームページからダウンロードできます。研究成果の中で、特許が取れそうなもの(企業に売り込めそうなもの等も含め)を提出して下さい。**窓口は社会連携・知的財産センター**になります。不明な点がありましたら、知的財産の担当までお気軽にお尋ね下さい。

Q3 発明届出の提出後はどのように取り扱われるのですか？

A 以下のようなフローで取り扱われます(出願まで)。



Q4 発明者とはどんな人をいうのですか？

A 以下のような判定基準で取り扱われます。

発明者になる人	発明者にならない人
<ul style="list-style-type: none"> ① 具体性のある着想を提供した者は、発明者となります。 ② 課題解決のために、具体的な解決手段を提案した者は、発明者となります。 ③ 具体性のある解決手段を提供して発明を完成に導いた者は、発明者となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 単に課題を提示しただけでは、発明者になれません。 ② 単に指示されてデータをまとめた者や実験の作業を手伝った者は、発明者ではありません。 ③ 発明者に資金や設備等を提供しただけでは、発明者になれません。

問合せ先: 香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2541(医学部からは、66-2541)

E-mail: ccip@eng.kagawa-u.ac.jp

(4) MTA (Material Transfer Agreement (研究材料提供契約))

MTA (Material Transfer Agreement) について

1. MTAとは何のことですか？

MTA (Material Transfer Agreement: 研究材料提供契約) は、遺伝子、細胞、ノックアウトマウス (実験用動物)、実験用植物、抗体、材料 (化合物) などの研究材料を、第三者 (研究者) との間で授受する際に、研究材料の使用に関するとりきめを行う契約です。

MTA は実際に研究材料をやりとりする研究者同士でなく、機関名義での契約です。特に、バイオ系研究ではアカデミア間の研究材料の授受が日常的に行われ、企業との授受も頻繁に起こっています。

香川大学の方針として、研究材料の授受に当たってはMTAを締結することを奨励しています。

2. なぜMTAを結ぶ必要があるのですか？

- 1) 提供先の研究材料の使用により、第三者に損害が及んだ場合の免責など、研究材料についての損害に対する防衛という役割があります。
- 2) 提供先から研究の成果に対して不必要な制限をかけられないようにするなど、研究の自由についての制限に対する防衛という役割があります。
- 3) 内容を理解せずに、個人で契約してしまうと、特定の研究以外の使用禁止、得られた成果・発明が提供者側に帰属、研究成果の発表の禁止、特許出願時の制約等、あとでトラブルが生じることがあります。

3. MTAを結ぶとき手続きはどうしたらよいですか？

- 1) 香川大学の職員等がその研究活動によって有することに至った成果有体物 (試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置、実験器具) は、「香川大学研究成果有体物管理規程 (平成 17 年 12 月 26 日施行)」により、原則として大学に帰属します。
- 2) 成果有体物を創作又は取得した職員は、その成果有体物を適正に管理しなければなりません。
また、職員等が第三者に研究成果物を提供 (研究目的、産業上の利用目的) する場合は、無断譲渡、目的外使用、守秘義務、知的財産、使用による責任、費用負担等の問題が発生する恐れがありますので、研究活動を円滑に推進するためにも第三者と研究材料提供契約 [MTA] (あるいは第三者からの誓約書又は研究者間の協議等の書面) 又は研究材料売買契約を締結しておくことが必要です。
- 3) 研究のために第三者に研究材料 (成果有体物) を提供する場合は、権限の委譲によって予め部局等の長に届け出 (第三者が公的研究機関等である場合は、提供後の書面による報告で足りる。) 行うことができます。
(原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用は、原則、第三者の負担とします。)
- 4) 産業上の利用を目的とする第三者に研究材料 (成果有体物) を提供する場合は、予め、部局等を継由して学長の承諾を得なければなりません。社会連携・知的財産センターまでお気軽にご相談ください。(原則、直接費用を上回る対価を得られる場合に限りです。)

9. 学術・教育活動

a. 学会発表・論文発表・講演状況等

会議・研修会名	開催場所	日 時	発表・ポスター題目等
産学連携学会 浜松大会	アクトシティ浜松	H28.6.17	「研究シーズを実用化に結び付ける総合支援活動」 倉増敬三郎
地域イノベーション創出 2016inお かやま	岡山コンベンションセンター	H28.7.22	「予測不能な文系領域の産学連携プロジェクト」 永富太一
日本材料試験技術協会創立 60 周年記念事業 「讃岐シンポジウム」	香川大学	H28.9.5	「香川大学の産学連携活動について」 倉増敬三郎
産学連携学会関西・中四国支部 大会第 8 回研究・事例発表会	米子コンベンションセンター ビッグ シップ	H28.11.29	「特許出願の権利化状況と活用性の検討(香川大学の出 願について)」 倉増敬三郎

b. 講義

回数	開設学部・科目等	場所・日時	対象	内容・備考
平成 28 年度 計 8 回	工学部 「特許戦略」	工学部キャンパス H28.4.22 5.6,5.20 6.3,6.10,6.24 7.8,7.15	学部 4 年生	特許戦略

c. 出版物

分類	書名・タイトル	出版年月	出版社名	全著者名
協会誌	材料試験技術 Vol. 61 No. 3 2016 年 9 月	H28. 9	日本材料 試験技術 協会	分担執筆 p121 倉増敬三郎

10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
小豆島食材開発会議新製品発表会	中国電力小豆島営業所	H28. 4. 15	小豆島食材開発会議
MEDTEC Japan	東京ビッグサイト	H28. 4. 21～22	UBMキャノンジャパン合同会社
バイオ・マイクロ研究会	東京大学生産技術研究所	H28. 4. 27	一般社団法人電気学会
産学連携学会第14回大会	アクトシティ浜松	H28. 6. 16～17	(特非)産学連携学会
医療機器開発・製造展(MEDIX)	東京ビッグサイト	H28. 6. 22～23	リード エグジビション ジャパン(株)
イノベーション創出を促進する大学の知的財産マネジメント～大学の成長とイノベーション創出の実現に向けて～	芝浦工業大学 豊洲キャンパス	H28. 6. 27	文科省、国立研究開発法人科学技術振興機構
国際モダンホスピタルショウ2016(43回)	東京ビッグサイト	H28. 7. 13	一般社団法人日本病院会、一般社団法人日本経営協会
平成28年度中国・四国地区国立大学法人地域共同研究センター等センター長会議	鳥取大学広報センター	H28. 7. 15	鳥取大学
赤外線アレイセンサーフォーラム2016	立命館大学	H28. 7. 29	立命館大学
香川県ものづくり企業と医療機器メーカーとの展示・商談会 in本郷	医療機器会館	H28. 8. 4	香川県、(公財)かがわ産業支援財団
イノベーションジャパン2016	東京ビッグサイト	H28. 8. 25～26	国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
CREST「素材・デバイス・システム融合による革新的ナノエレクトロニクスの創成」第1回領域会議	東京グリーンパレス	H28. 9. 7	国立研究開発法人科学技術振興機構
2016年第77回応用物理学会秋季学術講演会	朱鷺メッセ：新潟コンベンションセンター	H28. 9. 14～15	公益社団法人応用物理学会
MEMSセンシング&ネットワークシステム展	パシフィコ横浜	H28. 9. 16	一般財団法人マイクロマシンセンター、技術研究組合NMEMS技術研究機構、(株)JTBコミュニケーションデザイン
IPI TechInnovation2016	TechInnovation2016 リゾートワールドコンベンションセンター	H28. 9. 20～21	四国共同機構
第28回国立大学法人共同研究センター長等会議	福井県国際交流会館	H28. 9. 29～30	福井大学

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
第43回国際福祉機器展H. C. R. 2016	東京ビッグサイト	H28. 10. 13～14	全国社会福祉協議会、保健福祉広報協会
第33回「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム	平戸文化センター	H28. 10. 27～28	一般社団法人電気学会
HOSPEX JAPAN 2016 (医療・福祉機器開発テクノロジー展等)	東京ビッグサイト	H28. 10. 27～28	一般社団法人日本医療福祉設備協会、一般社団法人日本能率協会
スマートエンジニアリングTOKYO2016	東京ビッグサイト	H28. 10. 27～28	公益社団法人化学工学会、一般社団法人日本能率協会
四国オープンイノベーションワークショップ in 松山	にぎたつ会館	H28. 11. 2	産業技術総合研究所四国センター
産学連携学会関西中四国支部大会 第8回研究・事例発表会	米子コンベンションセンタービッグシップ	H28. 11. 28～29	産学連携学会 関西・中四国支部
アグリビジネス創出フェア2016	東京ビッグサイト	H28. 12. 14～16	農林水産省
第29回日本内視鏡外科学会総会	パシフィコ横浜	H28. 12. 10	日本内視鏡外科学会
マイクロ・ナノ工学国際シンポジウム2016 International Symposium on Micro-Nano Science and Technology 2016	東京大学	H28. 12. 17～18	一般社団法人日本機械学会
未来創造対話 in 大阪2017	コングレコンベンションセンター	H29. 2. 7	文部科学省
nanotech2017 第16回国際ナノテクノロジー総合展・技術会議	東京ビッグサイト	H29. 2. 15～17	nano tech実行委員会
第7回 関西 医療機器 開発・製造展	インテックス大阪	H29. 2. 15～17	リード エグジビションジャパン(株)
万引対策強化国際会議2017	東京ビッグサイト	H29. 3. 9～10	特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
ちゅうぎん6次産学セミナー&交流会	中国銀行本店	H29. 3. 10	(株)中国銀行、(株)日本政策金融公庫
四国共同機構による海外展開調査	Metro Denver EDC(米国)	H29. 2. 27	四国共同機構(徳島大学)

11. 会議・委員会

(1) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況

年度	回数	開催日	備考
平成 28 年度	第 1 回	平成 28 年 5 月 9 日	
	第 2 回	平成 28 年 7 月 11 日	
	第 3 回	平成 28 年 9 月 12 日	
	第 4 回	平成 28 年 11 月 14 日	
	第 5 回	平成 29 年 1 月 16 日	
	第 6 回	平成 29 年 3 月 6 日	
	第 7 回	平成 29 年 3 月 30 日	メール審議

(2) 知的財産帰属決定会議の開催状況

回数	開催日	帰属決定 (件)	処理報告 (件)	備考
第 19 回	平成 28 年 10 月 21 日	23	30	メール審議
第 20 回	平成 29 年 3 月 24 日	16	65	メール審議

(3) 知的財産評価専門委員会の開催状況

回数	開催日	議案 (件)	報告 (件)	備考
第 237 回	平成 28 年 4 月 13 日	2	24	
第 238 回	平成 28 年 5 月 11 日	6	11	
第 239 回	平成 28 年 6 月 8 日	7	23	
第 240 回	平成 28 年 6 月 27 日	1	0	メール審議
第 241 回	平成 28 年 6 月 29 日	1	0	メール審議
第 242 回	平成 28 年 7 月 13 日	16	18	
第 243 回	平成 28 年 7 月 21 日	1	0	メール審議
第 244 回	平成 28 年 7 月 25 日	1	0	メール審議
第 245 回	平成 28 年 8 月 3 日	6	13	
第 246 回	平成 28 年 8 月 9 日	1	0	メール審議
第 247 回	平成 28 年 9 月 14 日	10	30	
第 248 回	平成 28 年 9 月 21 日	1	0	メール審議
第 249 回	平成 28 年 9 月 26 日	1	0	メール審議
第 250 回	平成 28 年 10 月 12 日	5	19	
第 251 回	平成 28 年 11 月 9 日	9	36	

回数	開催日	議案(件)	報告(件)	備考
第252回	平成28年11月14日	1	0	メール審議
第253回	平成28年11月21日	1	0	メール審議
第254回	平成28年11月25日	1	0	メール審議
第255回	平成28年11月24日	1	0	メール審議
第256回	平成28年11月29日	2	0	メール審議
第257回	平成28年12月21日	25	26	
第258回	平成29年1月10日	1	0	メール審議
第259回	平成29年1月19日	1	0	メール審議
第260回	平成29年1月25日	10	10	
第261回	平成29年2月6日	1	0	メール審議
第262回	平成29年2月15日	9	14	
第263回	平成29年3月8日	7	14	
第264回	平成29年3月31日	1	0	メール審議

(4)社会連携・知的財産センター会議委員

職名	氏名	備考（任期等）
センター長	合谷 祥一	
副センター長	永富 太一	
客員教授	倉増 敬三郎	
〃	山本 知生	
管理担当職員[学術部長]	野田 潔	

(5)知的財産帰属決定会議委員

部局名	職名	氏名	備考（任期等）
役員	理事	筧 善行	官職指定 H27.10.1～
役員	理事	川池 秀文	官職指定
社会連携・知的財産センター	センター長	合谷 祥一	官職指定
〃	副センター長	永富 太一	官職指定
教育学部	准教授	松下 幸司	H27.4.1～H29.3.31
法学部	准教授	岸野 薫	H28.4.1～H29.3.31
経済学部	教授	沖 公祐	H28.4.1～H29.3.31
医学部	教授	中村 隆範	H27.4.1～H29.3.31
工学部	教授	山口 順一	H27.4.1～H29.3.31
農学部	教授	麻田 恭彦	H27.4.1～H29.3.31

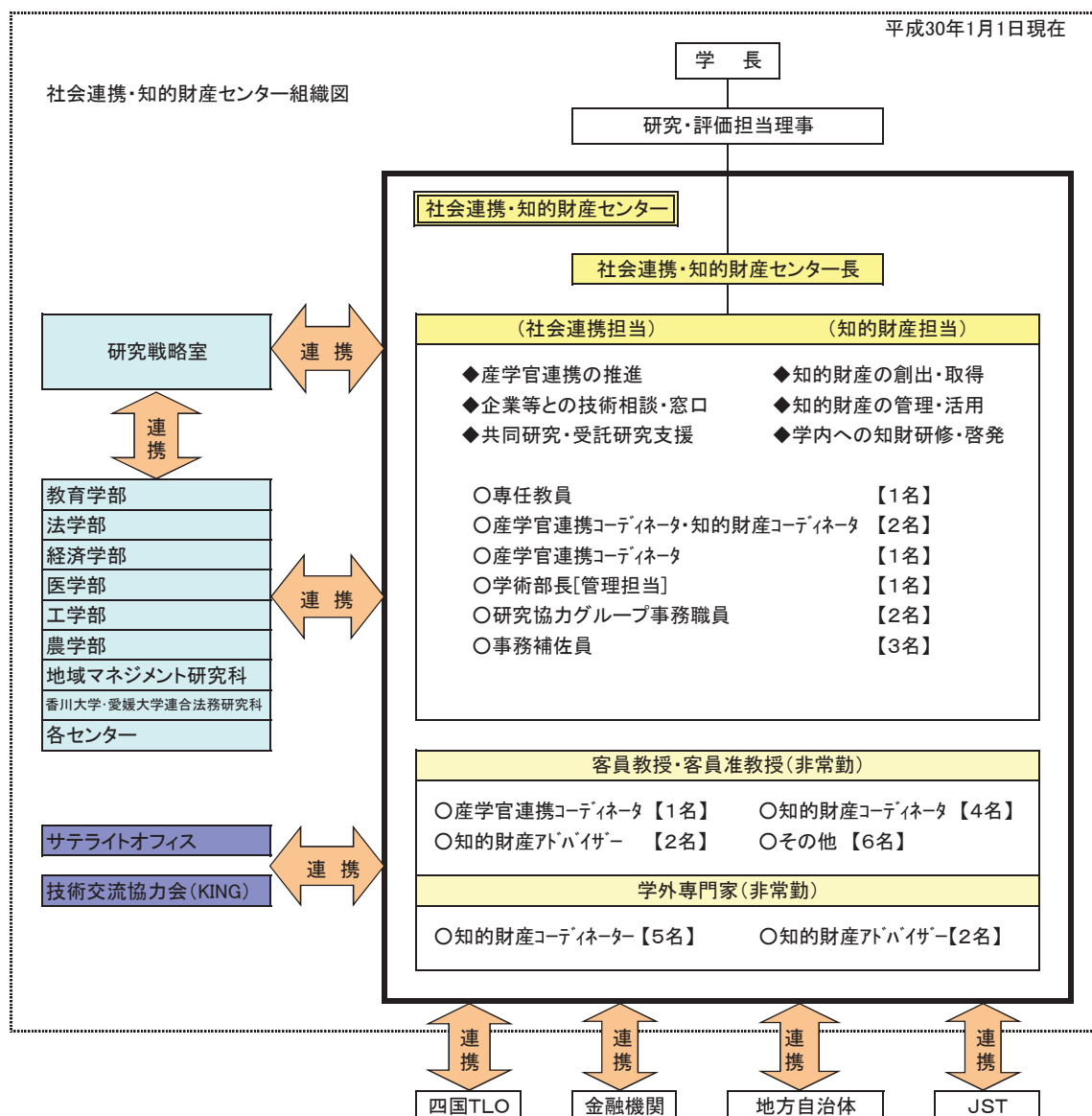
(6)知的財産評価専門委員会委員

職名	氏名	備考（任期等）
センター長	合谷 祥一	
副センター長	永富 太一	
産学官連携コーディネータ・知的財産コーディネータ	倉増 敬三郎	
産学官連携コーディネータ・知的財産コーディネータ	山本 知生	
知的財産コーディネータ	辰野 勇	H28.6.20～H30.6.19

參考資料

参 考 資 料(平成30年1月1日現在)

- (1) 社会連携・知的財産センター組織図
- (2) 社会連携・知的財産センタースタッフ
- (3) 社会連携・知的財産センター規程
- (4) 社会連携・知的財産センター会議規程
- (5) 社会連携・知的財産センター利用細則
- (6) 知的財産帰属決定会議規程
- (7) 知的財産評価専門委員会規程
- (8) 知的財産評価に関する取扱要領
- (9) 知的財産ポリシー
- (10) 職務発明規程
- (11) 知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則
- (12) 研究成果有体物管理規程
- (13) 共同研究取扱規程
- (14) 受託研究取扱規程
- (15) 利益相反について



社会連携・知的財産センタースタッフ

部 局	職 名	氏 名
社会連携・知的財産センター	センター長	合谷 祥一
	副センター長 准教授 産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	永富 太一
	特命助教 産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	内田 俊生
	特命助教 産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	瀧本 朋樹
	客員教授 産学官連携コーディネータ	本多 八潮
	産学官連携コーディネータ	十河 修二
	管理担当職員[学術部長]	野田 潔
	客員教授	田尾 龍治
	客員教授	出川 通
	客員教授	大家 利彦
	客員教授	大平 文和
	客員教授	辻丸 光一郎
	客員教授	山本 知生
	客員教授 知的財産コーディネータ	辰野 勇
	客員教授 知的財産アドバイザー	山内 康伸
	知的財産アドバイザー	倉増 敬三郎
	客員准教授 知的財産アドバイザー	中井 博
	知的財産アドバイザー	熊澤 金也
	客員准教授 知的財産コーディネータ	大江 瑞絵
	客員准教授 知的財産コーディネータ	辻本 和敬
	客員准教授 知的財産コーディネータ	矢野 慎一
	知的財産コーディネータ	兼平 重和
	知的財産コーディネータ	大山 真吾
	知的財産コーディネータ	山本 久美子
	知的財産コーディネータ	山川 拓哉
	知的財産コーディネータ	山下 春奈
	事務補佐員	松井 美紀
事務補佐員	湯口 直美	
香川大学技術交流協力会		樫原 綾

部 局	職 名	氏 名
事務担当（研究協力グループ）	リーダー	山下 純男
	サブリーダー（共同研究担当）	奈良 薫
	サブリーダー（社会連携担当）	山口 法男
	グループ員（知的財産担当）	三木 理恵子
	事務補佐員	三好 康義

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学組織規則第18条第2項の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、香川大学（以下「本学」という。）における産学官連携活動を推進すること並びに本学における知的財産の創出、取得、活用及び管理を戦略的に実施すること及び本学の各種組織を有機的に連携した、全学的な知的財産の管理・活用体制を整備することにより、産学官交流の場として地域の科学技術発展と産業の振興に寄与するとともに、本学における学術研究及び教育の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 企業等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (2) 企業等への研究成果の技術移転に関すること。
- (3) 本学に帰属する知的財産に関すること。
- (4) 学内に対する知的財産の研修に関すること。
- (5) 企業等の技術者に対する技術教育及び研修に関すること。
- (6) 企業等との学術情報交換と連携協力に関すること。
- (7) 企業等からの科学技術相談に関すること。
- (8) 外国人研究者との共同研究及び学術交流に関すること。
- (9) 学内及び他大学との共同研究に関すること。
- (10) 本学の学生に対する実践的な技術教育及び研究指導に関すること。
- (11) 地域社会における学術研究交流に関すること。
- (12) 国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定書第2条に定める「四国産学官連携イノベーション共同推進機構（以下「四国共同機構」という。）の構築」事業に関すること。
- (13) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(構成)

第4条 センターは、次に掲げる者で組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター担当教員
 - (3) 産学官連携コーディネータ
 - (4) 知的財産コーディネータ
 - (5) 四国共同機構アソシエイト
 - (6) 管理担当職員
 - (7) その他必要な者
- 2 センターに副センター長を置くことができる。
- 3 センターは、必要に応じて次に掲げる非常勤のコーディネータ及びアドバイザー等を置くことができる。
- (1) 産学官連携コーディネータ
 - (2) 産学官連携アドバイザー

- (3) 特命担当コーディネータ
- (4) 知的財産コーディネータ
- (5) 知的財産アドバイザー
- (6) ベンチャー起業アドバイザー
- (7) 四国共同機構アソシエイト

4 第1項第6号は、本学の学術部長をもって充てる。

5 第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる者並びに第3項各号に掲げる者は、センター長の申出に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議（以下「センター会議」という。）の協議を経て、センター長が任命又は委嘱する。

（センター長）

第5条 センター長は、学長が指名する理事又は副学長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

3 センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該センター長を任命した学長の任期を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長の選考は、次の各号に該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 辞任を申し出たとき。
- (3) 欠員となったとき。

6 センター長の選考は、前項第1号の場合には、任期満了前の一月前以前に、同項第2号又は第3号の場合には、速やかに行うものとする。

（副センター長）

第6条 第4条第2項の規定に基づき副センター長を置くときは、センター長の推薦に基づき、センター会議の承認を得て、センター長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該副センター長を任命したセンター長の任期を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター担当教員）

第7条 センター担当教員の任命は、学長が行う。

2 候補者の教育研究業績の審査について、学長から付託された場合において、香川大学社会連携・知的財産センター会議が審査したセンター担当教員候補者を報告する。

（客員教授等）

第8条 センターに、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

2 前項の客員教授等の称号の付与は、センター長の申出に基づき、学長が行う。

3 前項の申出は、センター会議が選考した客員教授等候補者を推薦することにより行う。

4 センター長は、客員教授等に第4条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる者又は同条第3項各号に掲げる者を兼務させることができる。

5 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(協力教員)

第9条 センターに、産学官連携に対する日常的な活動を支援、及び知的財産を発掘するため協力教員を置く。

2 協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 協力教員は、センター長と部局長との協議を経て、センター長が任命する。

(事務)

第10条 センターの事務は、学術・地域連携推進室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター規程（平成19年4月1日制定）及び香川大学知的財産活用本部規程（平成19年4月1日制定）は、廃止する。

3 この規程の施行後、最初に任命される第9条の協力教員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年8月31日までとする。

附 則（平成25年4月1日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴って最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成25年9月30日までとする。

附 則（平成25年8月1日）

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月1日）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

香川大学社会連携・知的財産センター会議規程

平成20年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学組織運営規則第12条の2第2項の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議（以下「センター会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 センター会議は、香川大学社会連携・知的財産センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) センターの業務に関する事項
- (2) センター担当教員選考に関する事項
- (3) その他センター長が必要とする事項

(組織)

第3条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (3) センター主担当教員
- (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ、知的財産コーディネータ及び四国共同機構アソシエイト
- (5) 管理担当職員

(議長)

第4条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、予め議長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 センター会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 センター会議の事務は、学術・地域連携推進室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、センター会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター会議規程（平成19年4月1日制定）及び香川大学知的財産活用本部会議規程（平成19年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日）

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年11月1日）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学社会連携・知的財産センター規程第11条の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(センターの利用)

第2条 センターは、次の各号に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究
- (2) 民間機関等と技術者に対する技術研修
- (3) 香川大学（以下「本学」という。）の学生に対する実践的な研究指導
- (4) 産学連携の推進及び知的財産に関するセミナー、シンポジウムなど学術研究集会の開催
- (5) 本学の研究成果を活用した事業（創業準備を含む。）
- (6) その他産学連携の推進及び知的財産に関するものとして社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めた業務

(利用申請及び変更)

第3条 センターの共同研究室を利用しようとするときは、利用する者の中から責任者（原則として、本学の教員に限る。以下「利用責任者」という。）を定め、利用（変更）申請書（別紙様式1）及び研究計画調書（別紙様式2）をセンター長に提出しなければならない。

- 2 利用の可否は、香川大学産学官社会連携・知的財産センター（以下「センター会議」という。）の議を経てセンター長が承認する。
- 3 センター長は、本条第1項の利用申請に対し、利用の可否を利用責任者に通知するものとする。
- 4 利用責任者は、利用計画に変更が生じたときは、速やかにセンター長の承認を受けなければならない。

(利用期間)

第4条 共同研究室の利用期間は、原則として承認の日の属する年度内とする。

- 2 共同研究及び受託研究が複数年度契約になっている等事業遂行上前項の規定によりがたい事情がある場合センター長は、利用期間の延長を認めることができる。延長できる利用期間は2年以内とし、年度ごとに承認を得るものとする。

(利用の報告)

第5条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

(細則の遵守)

第6条 利用者は、この細則を遵守しなければならない。

- 2 センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがあるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(利用の取消等)

第7条 次の各号に掲げる場合は、センターの利用承認を取り消し、又は利用を中止させることがある。

- (1) 利用者が、この細則の規定に反した場合
- (2) 利用者が、センターの利用目的に反した場合
- (3) センター長が、センターの管理運営上支障があると認めた場合
(損害の弁償)

第8条 利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。

- 2 センター長は、利用者が故意又は過失によりセンターの施設、設備及び備品等を破損し、又は亡失したときは、その弁償を求めることができる。

(機器の搬入等)

第9条 利用者は、機器搬入申請書(別紙様式3)をセンター長に提出し、承認を得て、センター内で使用する教育研究に必要な機器等を搬入することができる。

- 2 利用者は、前項による機器等の使用が終了したときは、速やかに搬出しなければならない。

- 3 機器等の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。

(利用上の注意)

第10条 センターの利用に当たっては、事故、災害の防止に努めなければならない。また、整理・整頓・清掃など、清潔で安全な環境の維持管理に留意しなければならない。

(経費の負担)

第11条 センターの共同研究室を利用するときは、利用者は、別表第1に係る経費及び光熱水料の実費相当額を負担しなければならない。ただし、センター長が必要と認めた場合は、利用料金の一部又は全額を免除することができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行により、香川大学地域開発共同研究センター利用細則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この細則の施行の際、現に香川大学地域開発共同研究センター利用細則第3条又は第9条により利用責任者又は利用者が受けていた承認は、この細則によってなされた承認とみなす。
- 4 第4条第2項に規定する利用期間延長の期間算定の取扱は、香川大学地域開発共同研究センター利用細則で承認された期間を承継するものとする。

附 則(平成25年4月1日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）—利用負担額—

階	部屋名（面積）	利用負担額／年当たり（円）
2階	共同研究室1（42m ² ）	105,000
	共同研究室2A（37m ² ）	92,500
	共同研究室2B（37m ² ）	92,500
	共同研究室3（46m ² ）	115,000
3階	共同研究室4A（37m ² ）	92,500
	共同研究室4B（37m ² ）	92,500
	共同研究室5（35m ² ）	87,500

注1） 利用負担額は、1年間1m²当たり2,500円とする。

注2） 部屋の利用に伴う光熱水料は、上記利用負担額に含まない。

注3） 利用期間は原則1年とする。ただし、月単位で利用する場合には、月割計算により負担する。月割計算による利用負担額の月額は、年額の12分の1に相当する額を負担する。

別紙様式1(第3条第1項関係)

香川大学社会連携・知的財産センター共同研究室(新規・延長)

利用(変更)申請書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用責任者

所属部局

職・氏名

印

電話

fax

E-mail

下記のとおり利用(変更)したいので申請します。

記

利用区分	共同研究	受託研究	大学発ベンチャー
研究題目 (複数記載可)			
利用者 (センターを利用 する者を記載する こと)	所属・職	氏名	連絡先 電話・FAX・E-mail
利用希望期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日(年度にまたがった申請は不可) 延長申請の場合は、利用開始日(平成 年 月 日)		
利用希望 共同研究室名	共同研究室○		
利用するセンター 設備・機器等名			
搬入予定の主な大 型機器			
センター専用欄	上記申請を <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない(理由:) 平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印		
備考			

注1) 共同研究・受託研究の場合は、原則として申込書または契約書の写し(今年度分でも可)を提出して下さい。本申請に添付できない場合には、利用開始日までに提出して下さい。提出がない場合には、利用を取り消すことがあります。

注2) 大学発ベンチャーとは、利用細則第2条第5号に規定する本学の研究成果を活用した事業(創業準備を含む。)を実施する企業とする。

研 究 計 画 調 書

<p>現在までの準備状況等 (継続希望者にあつては現在までの研究実績・研究成果等)</p>	
<p>共同研究室を利用する必要性 (共同研究との関連性)</p>	
<p>共同研究室としての見込める活用度・研究成果及び研究計画</p>	

別紙様式 3(第 9 条第 1 項関係)

機 器 搬 入 申 請 書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用（責任）者

所属部局

職・氏名

印

電話

fax

E-mail

下記の機器を利用承認を受けた研究室に搬入したいので申請します。

記

搬入目的			
共同研究室名			
搬入日時	平成 年 月 日 時		
搬入機器名		物品番号	
規格			
寸法	幅 mm、高さ mm、奥行 mm		
重量	Kg		
使用電力	相（単相、3相）、電力（100、200V）、容量（ KW）		
センター専用欄	上記申請を <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない（理由： <input type="text"/> ） 平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印		

（注）この申請書は搬入機器ごとに提出してください。

香川大学知的財産帰属決定会議規程

平成19年6月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学職務発明規程第5条の2第2項の規定に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 決定会議は、学長からの諮問を受け、知的財産の帰属の決定等を行うために必要な審議を行う。

(組織)

第3条 決定会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長（以下「理事等」という。）
- (2) 社会連携・知的財産センター長
- (3) 財務又は経営を担当する常勤の理事
- (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (5) 各学部等から選出された教員 各1人
- (6) 知的財産活用に関する学外有識者

2 前項第5号の委員は、学長が任命する。

3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第6号の委員は、理事等の推薦に基づき学長が委嘱する。

(議長)

第4条 決定会議に議長を置き、理事等をもって充てる。

2 議長は、決定会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 決定会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ず欠席をする委員から書面による委任をされた者を委員代理として出席委員とみなす場合は、この限りではない。

2 議事は、出席委員（前項ただし書きの委員代理を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 職務発明等に関する事項を評価し、決定会議に報告させるため、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 決定会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 決定会議の事務は、学術・地域連携推進室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、決定会議に関し必要な事項は、決定会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により、第3条第1項第5号の教員が決定会議の委員となる場合の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月1日）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

香川大学知的財産評価専門委員会規程

平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学知的財産帰属決定会議規程第6条第2項の規定に基づき、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 専門委員会は、特許出願の迅速性を図るため、次の各号に掲げる事項について評価する。

- (1) 職務発明等の該当の可否
- (2) 当該職務発明等の技術的評価
- (3) 当該職務発明等の活用性
- (4) 当該職務発明に係る知的財産権の持分割合
- (5) その他職務発明等に関すること。

2 専門委員会は、評価結果について香川大学知的財産帰属決定会議規程第3条第1項第1号に定める理事又は副学長に報告する。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (3) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
- (4) その他センター長が必要とする者 若干人

2 前項第4号の委員は、学内者又は学外者からセンター長が任命又は委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 必要に応じて、前条第1項の評価を受ける該当部局等の知的財産帰属決定会議委員を専門委員会委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 専門委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、学術・地域連携推進室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月23日）

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則（平成19年6月1日）

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月1日）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

香川大学知的財産評価に関する取扱要項

平成16年6月23日

(趣旨)

第1条 この要項は、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）規程（以下「規程」という。）第2条に規定する評価について、その取扱いを定める。

(権利の帰属)

第2条 本学に届出のあった職務発明等については、専門委員会で評価され、その報告に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）でその帰属を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は発明等の迅速な出願等のために必要と認めるときは、決定会議での審議の前に必要な保全手続きをとることができる。

(意見の申出)

第3条 発明者は、所属する部局の決定会議委員を通じて、専門委員会に意見を申し出ることができる。

2 専門委員会委員長は、前項の申出があったときは、当該決定会議委員をその発明等に係る専門委員会の委員に加えなければならない。

(再評価の禁止)

第4条 本学が職務発明等の権利を承継しないと決定した発明等については、再評価は行わないものとする。

(評価の実施時期等)

第5条 専門委員会は、本学が承継した職務発明等の権利について、次の各号に掲げる時期に、規程第2条各号に掲げる事項について評価し、その報告に基づき決定会議でその帰属を決定するものとする。

- (1) 発明等の出願時期
- (2) 発明等の審査請求時
- (3) 発明等の登録維持時

2 前項各号の評価は、決定会議において職務発明等の権利を本学が承継しないと決定し、発明者に当該権利が返却された後、発明者が当該権利の保全に必要な手続きを実施できる期間を確保できる時期に行わなければならない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、社会連携・知的財産センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年6月23日から施行する。

附 則（平成19年6月1日）

この要項は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日）

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学 知的財産ポリシー

社会に貢献することは、大学にとって教育、学術研究に続く第三の使命です。なかでも、大学が研究成果を知的財産として主体的に創出し、社会、とりわけ産業界において活用することは、大学の社会貢献の一つの形態です。研究成果を社会に還元し活用することは、学術研究の活性化及び研究資金の獲得という観点からも有意義です。

香川大学は、社会の発展に貢献し、学術研究の活性化等のため、研究成果を知的財産として創出、活用するにあたり、次のことを表明します。

- ・ 学術研究においては研究者の自主性を尊重します。
- ・ 大学の公益性・公共性にかんがみ、研究成果は公にすることを基本的責務とします。
- ・ 本学は、産業界を通じた社会貢献を効果的に進めるため、学術研究の成果を知的財産として確立・活用し社会に還元することを目的に、積極的な知的財産の権利化を図ります。
- ・ 職員が職務としてなした発明及び考案等（職務発明等）を行って得た知的財産は、大学に帰属することを原則とし、社会貢献のため積極的な活用を図ります。
- ・ 大学は、職務発明等に伴う研究成果として知的財産を創出した職員に対し、相当の対価を支払うとともに、その活用を図り、新たな研究資金等に還元することとします。
- ・ 大学に帰属した知的財産を創出者の意向を尊重しつつ有効に活用し、すみやかに産業界に技術移転するよう務め、創出者により新たな課題を開拓することを支援します。
- ・ 知的財産を創出、保護、活用するための制度や組織を整え、学術研究の活性化を支援するための体制整備を図ります。
- ・ 知的財産の創出・活用活動が、文化及び産業界の発展に寄与し、ひいては社会の豊かな生活の実現に資するものであることを、実践的に学生に教育します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、香川大学（以下「大学」という。）の職員が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録の出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号の3のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権及び外国における前記各権利に相当する権利

(2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権の対象となるものについては発明

ロ 実用新案権の対象となるものについては考案

ハ 意匠権の対象となるものについては意匠

ニ 商標権の対象となるものについては商標

ホ 回路配置利用権の対象となるものについては半導体集積回路の回路配置

ヘ 育成権の対象となるものについては品種

ト 著作権の対象となるものについてはプログラム等

(3) 「職員」とは、香川大学職員就業規則第2条第1号に定める者をいう。

(4) 「職務発明等」とは、大学における教育研究活動の一環として行われた研究等に基づき職員が行った発明等であって、かつ、当該発明等をするに至った行為が職員の現在又は過去の職務に属する発明等をいう。

(5) 「発明者」とは、職務発明等を行った職員をいう。

(6) 「退職」とは、香川大学職員就業規則第21条第1項に定めることをいう。

第2章 権利の帰属、発明等の届出

(権利の帰属)

第3条 大学は、職務発明等に係る知的財産権の全部または一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると大学が認めるときは、発明者に帰属させること

ができる。

(届出及び受理)

第4条 職員は、発明等を行ったときは、発明等届出書(別記様式1)によって、速やかに学長に届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該発明者に受理した旨を通知しなければならない。

(決定)

第5条 学長は、前条第1項の届出があったときは、学長が指名する理事又は副学長(以下「理事等」という。)に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき当該発明等に関し権利の帰属等を決定する。

2 学長は、前項の規定により決定したときは、当該発明者に通知しなければならない。

3 学長は、職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、出願等権利保護のため必要な手続きを行うことができる。

4 学長は、前項の規定にかかわらず、理事等の報告を踏まえ、必要な場合には、職務発明等の権利を大学が承継すると決定する前に、権利保護のため発明者の同意のもとに出願等の必要な手続きを行うことができる。

5 前項によって、権利保護のために出願等の手続きを行った発明等について、職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合は、大学の責任の下に速やかに修正されなければならない。

(決定会議)

第5条の2 前条の決定のため、香川大学知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。)を置く。

2 決定会議に関し必要な事項は、別に定める。

(決定に関する事務の委任)

第5条の3 学長は、権利の帰属等の決定に関する事務を理事等に委任する。

(譲渡書の提出等)

第6条 発明者は、学長が職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、権利譲渡書(別記様式2)を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、大学と発明者が知的財産権を共有する場合においても適用する。

3 学長は、発明者から権利が譲渡された職務発明等について、出願等権利保護のため必要な手続きを行わなければならない。

4 第1項の規定により権利の譲渡を受けた職務発明等について、権利の承継を続けないことを決定したときには、遅滞なく発明者に返還するものとする。

(任意譲渡)

第7条 職員からの届出による発明等について、学長が職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合に、発明者から知的財産権を大学に譲渡する申し出があったときは、学長は、理事等の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。

(異議の申立て)

第8条 発明者は、第5条第1項による決定に異議あるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申立てることができる。

2 学長は、異議の申立てがあったときは、理事等の意見を徴したうえで、異議申立ての可否を決定する。

3 学長は、前項の決定を当該発明者に通知する。

第3章 発明者への補償

(補償金の支払)

第9条 大学は、職務発明等をした発明者に対し、別に定める補償金を支払うものとする。

(退職したときの補償)

第10条 前条の補償金を受ける権利は当該権利に係る発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

第4章 雑則

(守秘義務)

第11条 大学と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願までの期間、秘密を守らなければならない。ただし、大学と発明者が協議のうえ、秘密期間を延長することができるものとする。

(退職後の取扱い)

第12条 職員が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

(職員以外の者の取扱い)

第13条 職員以外の者で、職務発明等につき契約がなされている者については、この規程を準用する。

(事務局)

第14条 本規程に定める事務は、社会連携・知的財産センターが行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日)

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

香川大学長 殿

所 属
職位・氏名 印
連 絡 先 電話
ファックス
電子メール

発 明 等 届 出 書

香川大学職務発明規程第4条第1項に基づき、下記のとおり発明等を届出いたします。

記

- 1 発明等の名称
- 2 知的財産の種類
- 3 共同発明者の有無 有 / 無
所属・氏名・連絡先(電話、ファックス、電子メール)
- 4 発明等の経過
- 5 主たる研究経費及び研究設備
- 6 特許出願希望国
- 7 発明等の内容
 - A) 従来技術
 - B) 発明等の説明
 - C) 発明等による効果・作用
 - D) 発明等の段階
実用化のために更なる研究が必要である はい / いいえ
 - E) 実用化に際しての課題
 - F) 実用化可能な製品・分野
- 8 発明の活用先企業、または更に共同研究したい機関、企業などの候補があれば記載してください。
- 9 出願の希望時期
- 10 発表の有無 有 / 無
発表予定(学会名、発表方法、刊行物名、ホームページのアドレス等)
- 11 その他

注)1 この届出は、学内の発明者の代表者が行うことで共同届出とすることができます。

2 3の共同発明者の欄は、学外の発明者についても記載してください。

別記様式2(第6条関係)

権 利 譲 渡 書

平成 年 月 日

住 所 香川県高松市幸町1番1号
譲受人 香 川 大 学 長 殿

住 所
居 所
譲渡人 _____ 印

香川大学職務発明規程第6条第1項に基づき、下記の発明等に関する特許権等知的財産権を受け権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1 発明等の名称

2 特許権等知的財産権の持分
発明者氏名等

学内発明者の持分割合

(参考)

その他学外発明者の有無

あり・なし

香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則

平成16年6月23日

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学（以下「本学」という。）における知的財産の機関管理に当たり、発明者が職務発明等の権利を本学に譲渡する場合の発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分について、必要な事項を定める。

(本学が承継した職務発明等の権利の取扱い)

第2条 本学が承継した職務発明等の権利は、本学の責任の下に、誠実に権利の成立と維持に必要な手続きを取るものとし、発明者は出願手続等において本学に協力しなければならない。

(発明等に対する照会)

第3条 社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）は、本学が承継した職務発明等の権利について当該発明者から照会を受けた場合は、その職務発明等の現在の状況について説明しなければならない。

2 発明者は、権利譲渡書を提出した当該職務発明等の取扱いについて疑義がある場合は、センター長に説明を求めることができる。

(仮手続き)

第4条 本学に届出のあった職務発明等は、知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）で評価し、その報告に基づき知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）で帰属を決定する。

2 職務発明等の迅速な出願等を行う必要がある場合は、当該職務発明等に関する権利の帰属を決定する前に、必要な保全手続きを取ることができる。

3 前項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継するものとして保全手続を行った後、職務発明等の権利を承継しないと決定した場合、保全手続に要した費用の負担を当該発明者に求めないものとする。

4 第2項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継しないものとして発明者自らが保全手続を行った後、本学が職務発明等の権利を承継すると決定をした場合は、本学が当該発明者が負担した費用を補償するものとする。

(発明等の活用)

第5条 センター長は、権利の譲渡を受けた職務発明等について、発明者の意向を尊重し、かつ発明者と協力して、その活用に努めるものとする。

2 前項の活用の形態は、技術移転による収益の獲得、共同研究・受託研究又は各種研究資金の助成等による外部資金の獲得などによるものとする。

(権利の返還)

第6条 本学が権利の譲渡を受けた職務発明等について、出願等権利保護のために必要な手続きを取らないとき、又は権利化後3年間にわたり発明等を活用できないときは、発明者と協議の上、返還することができるものとする。

(収益の配分)

第7条 知的財産権を活用して得られた収益のうち、その収益を得るまでに本学が要した費用を除いた額を配分するものとする。ただし、契約で定額を設定しない収入（製品の売上高に応じて支払われる実施料等）に限り、その収益を得るまでに要した費用を控除せず、得られた収益の全額を配分するものとする。

2 前項による額の50%を発明者に、残りを本学に配分するものとする。

- 3 発明者が退職等又は死亡したときは、第1項による額の50%を限度に発明者又はその承継者に、残りを本学に配分する。
- 4 本学の学生が発明者に含まれているときの収益配分は、前3項を準用する。
- 5 学外者（発明規程のない他大学の研究者及び個人等（企業所属者を除く。）に限る。）が発明者に含まれるときの収益配分は、第1項から第3項までを準用する。
- 6 前各項の規定により本学に配分される額の50%を社会連携・知的財産センターに配分する。
- 7 発明者又は承継者への収益の配分は、次の各号に掲げる期間内に得られた総収益に応じて行うものとする。
 - (1) 1月1日から6月30日までの期間
 - (2) 7月1日から12月31日までの期間

第8条 この細則に定めるもののほか、職務発明等に係る発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年6月23日から施行する。

附 則（平成17年9月15日）

この細則は、平成17年9月15日から施行する。

附 則（平成19年6月1日）

この細則は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日）

この細則は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

ただし、第7条第7項に限り、平成29年4月1日から適用する。

(目的)

第1条 この規程は、香川大学（以下「本学」という。）がその研究活動によって有することに至る成果有体物の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、成果有体物の適正な管理を図り、もって研究活動及び社会連携活動を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「成果有体物」とは、職員等の研究の過程において創作又は取得された物のうち、学術的又は財産的に価値のある有形の物であって、試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置又は実験器具をいう。

2 この規程において、成果有体物が生物試料である場合には、その増殖繁殖によって生じた子孫増殖物も成果有体物とみなして適用する。

3 この規程において、「職員等」とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 本学職員就業規則第2条第1号に定める者

(2) 本学の学生、大学院生又はポストドクターであって、本学指導教員の指示に基づき本学職員の研究活動に参画する又は本学指導教員の監督に従う旨を署名した者

(3) 前二号に定める者以外の者で、本学の施設・設備・機器などを使用する者のうち、この規程に従う旨を約した者

4 この規程において、「部局等」とは、職員等が所属している各戦略室、広報室、法人本部、各学部、各研究科、図書館、博物館、各機構、学内共同教育研究施設の各センター、インターナショナルオフィス及び保健管理センターをいう。

5 この規程において、「作製者」とは、成果有体物を作製した職員等をいう。

(成果有体物の帰属)

第3条 成果有体物は、原則として本学に帰属する。

2 職員等が、本学以外の機関における本学の研究活動により又は本学以外の機関から本学の研究活動のために提供を受け入れることにより、主体的に創作又は取得した成果有体物の帰属については、別に約した場合を除き、その機関が定めるところに従わなければならない。

(成果有体物の管理と利用)

第4条 成果有体物を創作又は取得した職員等は、その成果有体物を適正に管理しなければならない。

2 成果有体物は、特段の定めがない限り、創作又は取得した時点から成果有体物として取り扱うものとし、この時点での登録を要しないものとする。ただし、成果有体物の学術研究上顕著な有効利用のために必要不可欠な情報を一般に公開公表する場合等に届け出ることを妨げない。

3 本学における研究を目的とした成果有体物の利用は、原則として自由とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する可能性がある場合には、利用させることができない。

(1) 法令又は本学規則等に反する場合

(2) 個人のプライバシー又は団体の機密に属する事項が保持されない場合

(3) その他利用者の管理が不適切である場合

4 職員等は、前条第2項の受入れに該当する場合にあっては、当該成果有体物の提供者の

意思に従った利用をしなければならない。

- 5 部局等の長は、本条の規定する成果有体物の管理と利用が適正に行われるために必要に応じた指導、教育及び監督をしなければならない。

(成果有体物の提供)

第5条 職員等が第三者の研究のために成果有体物を提供する場合は、予め部局等の長へ届け出た後に行わなければならない。ただし、第三者が公法人又は公的研究機関である場合には、提供後の書面による報告をもって足りるものとする。

- 2 前項の成果有体物の提供は、当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用（以下「直接費用」という。）があるときは、その費用を第三者に負担させて提供することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該成果有体物を用いた第三者による研究成果の取扱い、守秘義務及び研究目的以外への使用禁止等提供にあたり必要な事項を取り決めた「研究材料提供契約」を当該第三者と締結する。ただし、部局等の長が、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に基づき、提供にあたって必要な事項についての合意があると認めた場合には、この限りではない。
- 4 本条は、職員等が退職又は異動にあたって、自らが創作又は取得した成果有体物の提供を本学に求める場合に準用する。

(成果有体物の産業上の利用)

第6条 職員等が産業上の利用を目的とする第三者に成果有体物を提供する場合は、本学社会連携・知的財産センターに協議し、予めその旨の届出書に部局等の長の承認書を付して学長へ提出し、承諾を得なければならない。

- 2 前項の成果有体物の提供は、直接費用を上回る対価を得られる場合に実施することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該第三者と「研究材料提供契約」又は「研究材料売買契約」を締結する。
- 4 本学が第2項に規定する対価を得られる場合には、当該対価の一部についてその作製者に対し、補償金を支払うことができるものとする。
- 5 前項の補償金の支払いは、香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則第7条を準用する。この場合において、「発明者」を「作製者」と読み替えるものとする。
- 6 前条の定めるところにより成果有体物の提供がなされたにもかかわらず、その提供がなされた後に生じた正当かつ合理的な事情により産業上の利用を目的として当該成果有体物を利用することになる第三者は、本条第1項の第三者とみなす。

(秘密の保持)

第7条 職員等は、成果有体物に関し、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘密を保持する旨の契約の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、その秘密を保持しなければならない。

- 2 職員等は、職務上知ることのできた個人情報又は外部機関の研究成果等について、特段の取り決めによって正当な理由がない限り、他に漏洩又は提供してはならない。
- 3 前二項の規定は、職員等の退職又は異動後においても適用する。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月26日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に創作又は取得し、この規程施行の際引き続き職員等が保有している研究成果有体物は、この規程の施行日に創作又は取得したものとみなす。
 - 附 則（平成20年4月1日）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成22年4月1日）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年4月1日）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年5月1日）
この規程は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
 - 附 則（平成28年4月1日）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学
（部局等名）の長 殿

部局等名
職名
氏名 印

以下の有体物の提供（学術上の利用を目的）に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第5条に基づき、届け出します。

記

- （1）有体物の名称
- （2）無償・有償の別 無償・有償（有償の場合は、直接費用を記入すること。）
- （3）提供理由
- （4）提供月日 平成 年 月 日
- （5）提供相手先等 ○○○○（研究材料提供契約添付）
- （6）その他必要事項

注意)

- ・ 「研究材料提供契約」は、部局等の長が提供にあたって必要な事項の合意があると認めた場合は、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に代えることができます。
- ・ 学術上の目的の場合は、原則として無償（輸送費等の直接費用は徴する。）となります。
- ・ 学外への有体物の提供の状況を把握したいので、本届出書の写しを社会連携・知的財産センターへ提出いただくようお願いします。
- ・ 直接費用とは、「当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用」です。（研究成果有体物管理規程第5条第2項）

平成 年 月 日

研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学長 殿

部局等名

職名

氏名 _____

下記の有体物の提供（産業上の利用を目的）に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第6条に基づき、届け出します。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 無償・有償の別 無償・有償（有償の場合は、直接費用を記入すること。）
- (3) 提供相手先の使用目的

- (4) 提供予定時期 平成 年 月 日
- (5) 提供相手先
 - 1) 相手先の名称
 - 2) 住所、郵便番号
 - 3) 代表者の役職、氏名
 - 4) 担当者の役職、氏名
 - 5) 電話番号、ファクス、電子メール等

- (6) その他必要事項

注意)

- ・本届出書は、有体物の提供について予め協議した上で、社会連携・知的財産センターへ提出願います。
- ・本届出書には、部局等の長の承認書を付して提出願います。
- ・直接費用とは、「当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用」です。（研究成果有体物管理規程第5条第2項）

承 認 書

創作／取得責任者

殿

部局等の長

印

貴殿の創作／取得した下記の成果有体物に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第4条第3項ただし書き各号に該当しないことを確認したので、同規程第6条に基づく有体物の提供（産業上の利用を目的）について承認します。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 無償・有償の別 無償・有償（有償の場合は、直接費用を記入すること。）
- (3) 提供相手先の使用目的

- (4) 提供予定時期 平成 年 月 日
- (5) 提供相手先
 - 1) 相手先の名称
 - 2) 住所、郵便番号
 - 3) 代表者の役職、氏名
 - 4) 担当者の役職、氏名
 - 5) 電話番号、ファクス、電子メール等

- (6) その他必要事項

注意)

- ・ 本承認書は、学長への届出書に付して社会連携・知的財産センターへ提出してください。
- ・ 有体物の提供にあたっては、別途、研究材料提供契約を締結すること。
- ・ 国内法、国際条約及び本学の規程（遺伝子組み換え生物等、動物の輸入届出制度、植物防疫法等）に該当する場合は、別途、決められた手続きをとること。
- ・ 直接費用とは、「当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用」です。（研究成果有体物管理規程第5条第2項）

香川大学共同研究取扱規程

平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 香川大学(以下「本学」という。)における共同研究の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めによる。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、企業等外部の機関(以下「企業等」という。)から研究者及び研究経費等を受け入れて本学の教員が当該企業等の研究者と共通の課題につき、共同して行う研究並びに企業等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れ、本学及び企業等において共通の課題について分担して行う研究をいう。

2 この規程において「部局等」とは、各戦略室、広報室、法人本部、各学部、地域マネジメント研究科、図書館、博物館、各機構、各学内共同教育研究施設、インターナショナルオフィス及び保健管理センターをいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、香川大学職務発明規程第2条第1項第1号のことをいい、「発明等」とは同条第2項第2号のことをいう。

(研究者の受入れ)

第3条 本学は、企業等に属する研究者を受け入れる場合は、共同研究員として受け入れるものとする。

2 共同研究員は、企業等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(共同研究員の研究料)

第4条 共同研究員の研究料は、香川大学長が別に定める研究料の額とする。

なお、研究期間が複数年度にわたる場合には、一括徴収又は翌年度以降、各年度ごとに所定の年額を徴収することができる。

2 研究料は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等から徴収するものとする。

3 同一年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の企業等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。

4 既納の研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

第5条 本学における共同研究の場合、本学はその施設・設備を共同研究の用に供するものとする。

2 前項の共同研究の場合、企業等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、備品費、消耗品費、研究支援者等の人件費及び光熱水料等の直接的な経費(消費税及び地方消費税を含む。以下「直接経費」という。)を負担するものとする。

3 企業等は、前項に規定する直接経費以外に、共同研究遂行上必要となる経費等(以下「間接経費」という。)を負担するものとする。

4 前項に規定する間接経費の額は、直接経費の10%に相当する額とする。

5 第1項の共同研究の場合、本学は、必要に応じ、予算の範囲内において、第2項に規定する直接経費の一部を負担することができる。

6 本学及び企業等における共同研究の場合、第1項及び第2項に加え、企業等における研

究に要する経費等は、企業等の負担とするものとする。

7 研究経費は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等から徴収するものとする。

なお、研究経費は研究期間が単年度又は複数年度にわたる場合にかかわらず、一括徴収又は期限を定めて分割徴収することができる。徴収した研究経費は、研究期間を通じて当該研究に使用されるものとする。

(間接経費の免除)

第6条 前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。

(1) 共同研究の相手先が国（国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、当該経費により共同研究を実施することが明瞭なものを含む。）で、間接経費が措置されていない場合

(2) 共同研究の相手先が前号以外の場合で、特に学長が認めた場合

(設備等の取扱い等)

第7条 本学における共同研究により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 本学及び企業等における共同研究により、研究の必要上、企業等において新たに取得した設備等は、企業等の所有に属するものとする。

3 本学における共同研究及び本学及び企業等における共同研究で、本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、企業等から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

(研究場所)

第8条 本学の教員は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、企業等の施設において研究を行うことができるものとする。

2 前項の規定により、本学の教員が当該企業等の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として手続きをとるものとする。

(研究成果の公表)

第9条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、その公表の時期・方法については、必要な場合、学長は企業等との間で協議の上、定めるものとする。

2 研究の実施状況等の公表については、必要とするときは前項の規定に基づき適切に行うものとする。

(受入れの手続)

第10条 共同研究の申込みをしようとする企業等の長は、別紙第1号様式の共同研究申込書に別紙第2号様式の共同研究計画書を添付して、当該部局等の長（法人部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程第7条に定める担当理事等」とする。以下同じ。）に提出するものとする。

2 部局等の長は、前項の規定により企業等から共同研究申込書の提出があったときは、当該共同研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないか部局等内の適切な審査機関で審査するものとする。

(受入れの決定等)

第11条 共同研究の受入れは、企業等の申込みに基づき、部局等の長が決定するものとする。

(受入決定の通知)

第12条 部局等の長は、共同研究の受入れを決定したときは、別紙第3号様式の共同研究受入決定通知書により、学長及び社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）並びに企業等の長に通知するものとする。

（契約の締結）

第13条 学長は、前条の規定により共同研究の受入決定通知を受けたときは、速やかに企業等と共同研究契約書により契約を締結するものとする。

（共同研究の変更）

第14条 共同研究契約を締結して、共同研究を開始した後に、研究の進展状況に応じ研究計画を変更する必要性が生じ、直接経費等に変更が生じる場合には、その変更内容に応じた変更契約を締結するものとする。

（完了）

第15条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、別紙第4号様式の共同研究による研究の経過及び成果等を記載した共同研究完了報告書により、速やかに部局等の長に報告するものとする。

2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、その旨を学長及びセンター長に通知するものとする。

（共同研究の中止又は期間の延長）

第16条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由が生じたときは、本学及び企業等が協議の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができるものとする。

（共同研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い）

第17条 前条の規定により、共同研究を中止した場合において、第5条第2項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じたときは、本学は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を企業等に返還することができる。

2 本学は、共同研究を完了し、又は中止したときは、第7条第3項の規定により企業等から受け入れた設備を研究の完了又は中止した時点の状態当該企業等に返還するものとする。

（特許出願）

第18条 学長及び企業等の長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう務めるものとする。

2 学長は、知的財産活用本部に、当該発明等の帰属について審議させるものとし、その迅速な処理に務めるものとする。

3 学長又は企業等の長は、本学の教員又は共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、特許出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。

4 学長及び企業等の長は、本学の教員及び共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、特許出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、企業等の長から特許を受ける権利等を承継した場合は、学長が単独で出願等を行うものとする。

（知的財産権の実施）

第19条 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権（以下「本学が承継した知的財産権」という。）を企業等又は企業等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。

る。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、企業等との共有に係る知的財産権（以下「共有に係る知的財産権」という。）を企業等の指定する者に限り、共同研究完了の日から10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。
- 3 第1項の場合において、企業等若しくは企業等の指定する者が本学が承継した知的財産権を、第2項の場合において、企業等の指定する者が共有に係る知的財産権を、それぞれ優先的実施の期間中、一定期間（学長と企業等の長が協議して定めた期間）を越えて正当な理由なく実施しないとき、学長は、企業等及び企業等の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができることを原則とする。
- 4 学長は、前3項の規定により、本学が承継した知的財産権若しくは共有に係る知的財産権の実施を許諾したとき、又は共有に係る知的財産権を本学と共有する企業等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収することを原則とする。

（著作権の帰属）

第20条 データベース及びプログラム（以下「データベース等」という。）の作成を直接の目的とする共同研究により作成したデータベース等に係る著作権は、本学と企業等との共有とし、この場合、学長は、著作権の持分について、当該データベース等を作成した教員及び所属する部局等の長の意見を徴し、企業等と協議の上、適切に定めるものとする。

（秘密の保持）

第21条 学長及び企業等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

（雑則）

第22条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月1日）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月13日）

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙第 1 号様式

平成 年 月 日

部 局 等 の 長 殿

所在地

名称

代表者名

印

共同研究申込書

香川大学共同研究取扱規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

研究題目				
研究の概要				
研究の意義・特色				
研究期間				
研究実施場所				
研究担当者	区分	氏名	所属・職	役割分担
	香川大学			
	当該機関			
研究に要する経費の負担額	直接経費 (消費税及び地方消費税を含む。)			千円
	間接経費			千円
	共同研究員研究料			千円
	合 計			千円
提供設備等 (設備名、規格、数量)				
その他参考となる事項				

別紙第 2 号様式

共 同 研 究 計 画 書
(共同研究に要する経費)

研究題目

平成 年度経費

積算内訳

(金額単位：千円)

区 分	内 訳	数 量	金 額
研究謝金			
研究旅費 国内旅費 外国旅費			
研 究 費 備 品 費 消耗品費 賃 金 光熱水料 そ の 他			
間接経費			
共同研究員研究料			
合 計			

別紙第 3 号様式

平成 年 月 日

学 長
 社会連携・知的財産センター長
 企業等の長 殿

部 局 等 の 長 印

共同研究受入決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記の共同研究について、受入れを決定したので通知します。

記

研究題目				
研究の概要				
研究期間				
研究実施場所				
研究担当者	区分	氏名	所属・職	役割分担
	香川大学			
	当該機関			
研究に要する経費	直接経費			千円
	間接経費			千円
	共同研究員研究料			千円
	合 計			千円
提供設備等				
その他参考となる事項				

別紙第4号様式

平成 年 月 日

部 局 等 の 長 殿

研究代表者

所属・職名

氏 名

印

共同研究完了報告書

平成 年 月 日付で、受入れの決定を承認された共同研究について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1 研究題目

2 研究の経過及び成果

3 研究に要した経費

円（内訳書別紙のとおり）

4 その他参考となる事項

香川大学受託研究取扱規程

平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 香川大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、学外からの委託を受けて職務として行う研究、調査、試験、分析及び製作(以下「研究」という。)で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「部局等」とは、各戦略室、広報室、法人本部、各学部、地域マネジメント研究科、図書館、博物館、各機構、学内共同教育研究施設の各センター、インターナショナルオフィス及び保健管理センターをいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、香川大学職務発明規程第2条第1項第1号のことをいい、「発明等」とは同条第2項第2号のことをいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り受け入れることができる。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議のうえ、決定する。
- (2) 受託研究の結果生じた知的財産権は、原則、本学に帰属し、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。
- (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。
- (4) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又は研究期間を延長する場合、本学はその責を負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知する。また、受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、もしくはその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の要求があった場合は返還する。ただし、委託者からの申出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は返還しない。

なお、中止の理由が本学が受託研究を履行できないことによる場合は経費は返還する。

- (5) 委託者は、受託研究に要する経費を、原則として当該研究の開始前に納付するものとする。
- (6) 委託者は、受託研究に要する経費を、受託研究契約を締結した後、直ちに納付するものとする。

なお、研究経費は研究期間が単年度又は複数年度にわたる場合にかかわらず、一括徴収又は期限を決めて分割して徴収することができる。徴収した研究経費は、研究期間を通じて当該研究に使用されるものとする。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究の委託者が負担する経費は、謝金、旅費、備品費、消耗品費、研究支援者等の人件費、研究室料及び光熱水料等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額(消

費税及び地方消費税を含む。以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額(消費税及び地方消費税を含む。以下「間接経費」という。)の合算額とする。

- 2 前項の規定による間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。

(1) 委託者が国(国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。)で、間接経費が措置されていない場合、又は第2項に規定する額が措置されていない場合

(2) 委託者が前号以外の場合で、特に学長が認めた場合
(受入れの手續)

第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、別紙第1号様式の委託研究申込書を当該受託研究を行う部局等の長(法人本部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程第7条に定める担当理事等」とする。以下同じ。)に提出するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の規定により受託研究の申込みがあったときは、当該受託研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないか部局等内の適切な審査機関で審査するものとする。

(受入れの決定)

第7条 受託研究の受入れは、委託者の申込みに基づき部局等の長が決定するものとする。

(受入決定の通知)

第8条 部局等の長は、受託研究の受入れを決定をしたときは、別紙第2号様式の受託研究受入決定通知書に研究経費算定内訳書を添付して、学長及び社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)に通知するとともに、別紙第3号様式の受託研究受入通知書により、委託者に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 学長は、前条による通知を受けたときは、速やかに受託研究契約書により委託者との間で契約を締結し、その旨をセンター長及び当該部局等の長に報告するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第10条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要がある場合は、直ちに当該部局等の長に報告するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めた場合は、これを中止し、又はその期間を延長することを決定する。
- 3 部局等の長は、前項の中止又は期間の延長を決定したときは、別紙第4号様式の受託研究中止(期間延長)決定通知書により、その決定内容を学長及びセンター長に、通知するものとする。
- 4 部局等の長は、第2項の中止又は期間の延長を決定したときは、この旨を研究担当者及び委託者にそれぞれ通知するものとする。
- 5 受託研究期間の延長を決定したときは、学長はすみやかに変更契約を締結するものとする。

(研究完了の手續等)

第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、研究成果を部局等の長に報告するものとする。

2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、学長及びセンター長に、研究の完了を通知するとともに、委託者に成果の報告を行うものとする。

(成果の公表)

第12条 受託研究の成果を公表するときは、その成果の公表の時期及び方法について、学長は委託者と協議するものとする。

(知的財産権の帰属)

第13条 学長は、受託研究に伴い発明等が生じた場合には、帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

2 学長は、知的財産活用本部に、当該発明等の帰属について審議させるものとし、その処理に当たっては、迅速に努めるものとする。

(知的財産権の実施)

第14条 学長は、受託研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権（以下「本学が承継した知的財産権」という。）を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

2 前項の場合において、委託者若しくは委託者の指定する者が知的財産権を優先的実施の期間中、一定期間（学長と委託者が協議して定めた期間）を越えて正当な理由なく実施しないときは、学長は、委託者及び委託者の指定する者の意見を聴取の上、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができることを原則とする。

(実施料)

第15条 学長は、前条の規定により、本学が承継した知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収することを原則とする。

(著作権の帰属)

第16条 データベース及びプログラム（以下「データベース等」という。）の作成を直接の目的とする受託研究により作成したデータベース等に係る著作権は、本学と委託者との共有とすることができるものとする。この場合、学長は、著作権の持分について、当該データベース等を作成した教員及び所属する部局等の長の意見を徴し、委託者と協議の上、適切に定めるものとする。

(秘密の保持)

第17条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

(医薬品及び医療用具並びに病理組織検査、病理解剖に係る受託研究)

第18条 医薬品及び医療用具並びに病理組織検査、病理解剖に係る受託研究の取扱いについては、別に定めるところによる。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月1日）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月13日）

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月1日）

この規程は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙第 1 号様式(第 6 条関係)

平成 年 月 日

部局等の長 殿

住所
名称
代表者名 印

委託研究申込書

香川大学受託研究取扱規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり委託研究を申し込みます。

記

研究題目	
研究目的	
研究内容	
研究経費	円(消費税及び地方消費税を含む。) (内訳) 直接経費 円 間接経費 円
研究期間	
希望する研究担当者	
研究用資材、器具等の提供	
その他	

別紙第2号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

学 長

社会連携・知的財産センター長 殿

部局等の長

受託研究受入決定通知書

下記のとおり委託研究を受け入れたので、委託研究申込書を添えて通知します。

記

1 研究題目

2 委託者の氏名

3 研究目的

4 研究内容

5 研究に要する経費

円

(内訳)

直接経費

円

間接経費

円

経費の内訳は、別紙研究経費算定内訳書のとおり

6 研究予定期間

7 研究担当者

8 その他必要な事項

別紙

研究経費算定内訳書

研究題目

委託者の氏名

研究経費

円(消費税及び地方消費税

円を含む。)

内訳

事 項	金 額	算定根拠
直接経費 研究謝金 研究旅費 研究費 備品費 消耗品費 賃金 光熱水料 その他	円	
間接経費		
合 計		

別紙第3号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

委託者 殿

部局等の長 印

受託研究受入通知書

平成 年 月 日付けによる委託研究の申込みについては、下記のとおり受入させていただきますのでお知らせいたします。

記

1 研究題目

2 受託経費 円

3 その他

別紙第4号様式(第10条関係)

平成 年 月 日

学 長
社会連携・知的財産センター長 殿

部局等の長

受託研究中止(期間延長)決定通知書

平成 年 月 日付けで受入れを決定した受託研究については、下記のとおり中止(期間延長)することを決定したので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者の氏名
- 3 当初の研究期間
- 4 中止する日又は延長する期間
- 5 中止又は延長する理由
- 6 その他

香川大学における利益相反について

～大学の「教育・研究」と「産学官連携」の両立に向けて～

本学では、教職員による教育研究の成果を産業界等との連携を通じて積極的に地域社会に還元することを目指しています。そのことが地域社会の活性化に貢献するとともに、本学の教育研究の活性化・高度化並びに経営基盤の強化に資すると考えます。

産業界等との連携活動を積極的に進めると、教職員の「本学における職務」と「他の組織における職務」との間で利益相反状態が発生すると考えられます。そこで、産学官連携の実施で生じる利益相反の調整及び透明性の確保により、社会から信頼される活動とするための基本的方針として、以下の5つを柱とした**利益相反ポリシー**を定めています。

1. 活動の透明性
2. 本学の職務の優先
3. 学生の権利の尊重
4. 公共性の確保
5. 組織としての対応



※「香川大学における利益相反ポリシー」は、以下をご参照ください。

<http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/images/3-03/policy.pdf>

利益相反マネジメントに対する考え方

利益相反は、倫理規定や就業規則などで規定されるものではありません。必ずしも法令違反となるわけではないものの、社会から見た外観上、「問題があるのではないだろうか」との疑念が起こりうる状態です。実際に問題が生じていなくても、疑念をもたれかねない状況がある場合、社会に対する説明責任を果たさなければなりません。

そのため、利益相反は、大学と教職員の行動を制約し、一律に回避すべきものではなく、大学及び教職員が、公正かつ効率的に業務を実行するためにマネジメントするものです。

また教職員が産学官連携を行う際に抱える利益相反リスク（社会から疑念を抱かれること）に対する不安を解消し、産学官連携を積極的に推進できる環境を整備するためにマネジメントするものです。

利益相反の対象者

対象者は、学長、常勤の理事、教員、事務職員、技術職員、医療職員、教務職員及び非常勤職員（ただし、研究員等研究に係わる者のうち他機関との雇用関係を持たない者）です。

利益相反の対象行為

（1）株式等の取得

自らが兼業として関わる企業及び本学教職員の研究成果を利用したベンチャー企業等の株式（何らかの形で見返りを得ることができる場合を含む）を本人、配偶者もしくは一親等の同居の親族が取得する場合

（2）営利企業への兼業

営利企業における役員、非役員を問わず、報酬を得て兼業を行う場合

（3）共同研究、受託研究

（4）共同出願、技術移転

※香川大学の「利益相反マネジメント方針」は、以下をご参照ください。

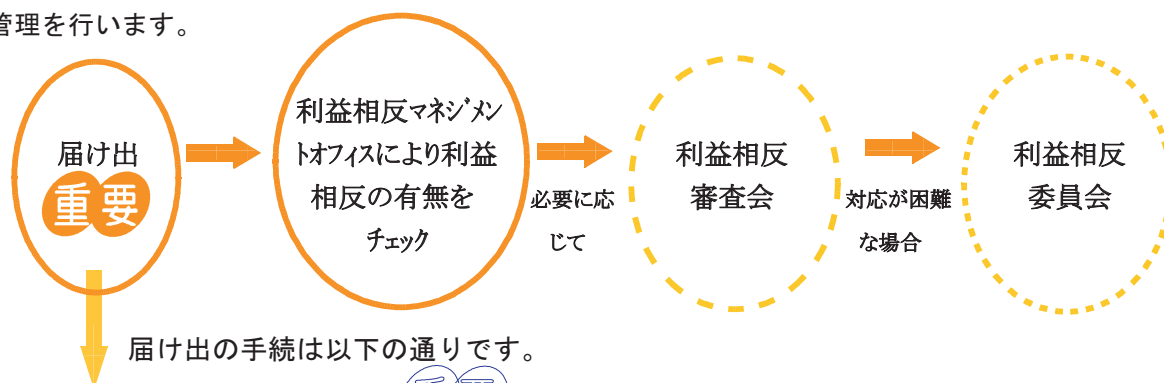
<http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/images/3-03/management.pdf>

利益相反マネジメントの手続について

基本的な処理は以下のとおり行います。

- (a) 第1ステップ：基本的には利益相反マネジメントオフィスがチェックします。
- (b) 第2ステップ：必要に応じて利益相反審査会を開催します。
- (c) 第3ステップ：利益相反審査会では対応が困難な問題については、利益相反委員会で論議します。

ここで、知り得た個人情報については、利益相反マネジャーを個人情報保護管理者と定め厳格な管理を行います。



(1) 株式等を取得された場合

本人・配偶者もしくは一親等の同居の親族が、利益相反事項に該当する株式・債券等を取得された場合には、事前に報告書を人事グループ（本人が営利企業役員で、その企業の株を本人が取得する場合）または研究協力グループ（それ以外の場合）まで提出してください。

(2) 営利企業で兼業される場合

営利企業で兼業を行おうとする者、または既に許可されている内容を変更しようとする場合は、事前に申請書を人事グループ（営利企業役員の場合）または部局等の長（それ以外の場合）に提出してください。

(3) 共同研究、受託研究

(4) 共同出願、技術移転

申込時に研究協力グループ及び利益相反マネジメントオフィスにて内容を確認します。

※「香川大学利益相反に係る審査手続」は、以下をご参照ください。

<http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/images/3-03/tetsuzuki.pdf>

利益相反Q & Aについて

利益相反の状態が生じやすいケースと、それに関する本学のマネジメントについては、<http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/images/3-03/managementqanda.pdf> をご参照ください。

その他、ご質問・相談等がございましたら、利益相反マネジメントオフィスまでご連絡ください。

利益相反マネジメントオフィス

内 線 : 2542 (研究協力グループ)

E-Mail : riekisou@ao.kagawa-u.ac.jp

※送信時は全て半角英数としてください。





社会連携・知的財産センター 活動報告書

香川大学 社会連携・知的財産センター

〒761-0396 香川県高松市林町 2217-20

TEL (087)864-2522

FAX (087)864-2549

E-mail ccip@eng.kagawa-u.ac.jp

URL <http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/>



香川大学キャラクター

細い線で「K」をモチーフにした動物（人）を描いています。「夢・個性」の発見に向けて、人一倍の「嗅覚（アンテナ）」を磨き生かし、知識、探究、思考、発想、実行を重ねながら、筋肉を身につけて魅力的な人となり社会に巣立つことイメージしております。